

日新火災の経営 について

日新火災の経営戦略	20
代表的な経営指標	21
2025年度の事業概況	26
コーポレートガバナンスの状況	28
内部統制基本方針	30
コンプライアンスの徹底	32
個人情報への対応	37
勧誘方針	43
募集制度	44
リスク管理	46
資産運用	50
情報開示	51
サステナビリティの考え方	52

日新火災の経営戦略

日新火災の中期経営計画「お客さま本位の日新火災ならではのビジネスモデル」を創る(2024-2026)

当社は、2024年4月から3か年の新中期経営計画をスタートしました。

本計画の策定にあたり、「事故によるダメージを受けやすいお客さまの日々の負担感を減らし、より豊かな生活を実感していただける保険会社」を当社が長期的になりたい姿(日新火災ならではの事業活動)として定めています。

になりたい姿に到達するための最大のテーマは、「お客さま本位の日新火災ならではのビジネスモデル」を創ることです。2024年からの3年間は、前中期経営計画の振り返りで認識した課題もふまえつつ、さまざまな変革に取り組みます。

1. 全体像

私たちの長期的に目指す姿 (Vision)

お客さまニーズの変化をいち早くキャッチし、常に一步先を行く商品・サービスで選ばれ成長し続けるオンリーワンのリテール損保

新たなビジネスモデルのポイント

わかりやすく 価格競争力のある商品

- 必要な補償を誰もが購入しやすい価格
➡ 経済的負担の軽減
- 誰もが理解できる内容の商品
➡ わずらわしさによる心理的負担の軽減

代理店の安心+ デジタルで手軽な手続き

- 誰もがストレスなく終わらせる加入手続き
➡ 手間による時間的負担の軽減
- 代理店がそっと背中を押してくれる
➡ 「全て一人で決める」という責任負担の軽減

万全な損害サービスで安心

- お客さまに寄り添った期待に応える損害サービス
➡ 非日常に対する不安の軽減

お客さまの日々の負担感を減らし、より豊かな生活を実感していただける保険会社

2. 概要

- 「お客さま本位の日新火災ならではのビジネスモデル」を創ります。10年・20年先を見据え、環境が変化してもリテールのお客さまに“あんしん”をお届けするため、「独自の成長」を追求してまいります。
- 「小規模事業者の皆さまにご安心していただける商品やサービス」「社会課題の解決に貢献する新商品開発」及び「お客さまニーズに合った販売基盤の構築」に向けた新たな成長戦略を実行し、独自の価値を創造していきます。

代表的な経営指標

2025年度 代表的な経営指標

年度		2024年度(令和6年度)	2025年度(令和7年度)
正味収入保険料(対前期増減率)		158,266百万円 (7.0 %)	161,943百万円 (2.3 %)
正味損害率		60.9%	61.1%
正味事業費率		35.6%	36.5%
保険引受利益(対前期増減率)		△3,558百万円 (△152.9%)	△3,016百万円 (-)
経常利益(対前期増減率)		△2,174百万円 (△126.3%)	6,227百万円 (-)
当期純利益(対前期増減率)		△1,017百万円 (△118.5%)	5,223百万円 (-)
単体ベースの ソルベンシー・マージン比率		—	別時期での開示※
総資産額		347,671百万円	350,918百万円
純資産額		39,693百万円	33,730百万円
その他有価証券評価差額		681百万円	△4,835百万円
保険業法に基づく債権の状況	破産更生債権及び これらに準ずる債権	—	—
	危険債権	—	—
	三月以上延滞債権	—	—
	貸付条件緩和債権	—	—
	正常債権	40百万円	8,626百万円
	保険業法に基づく債権合計	40百万円	8,626百万円
資産の自己査定結果	Ⅱ分類	40百万円	433百万円
	Ⅲ分類	179百万円	188百万円
	Ⅳ分類	0百万円	0百万円
	分類額計(Ⅱ+Ⅲ+Ⅳ)	219百万円	622百万円

※新制度導入初年度における経過措置の適用により、2026年10月末までに開示します。

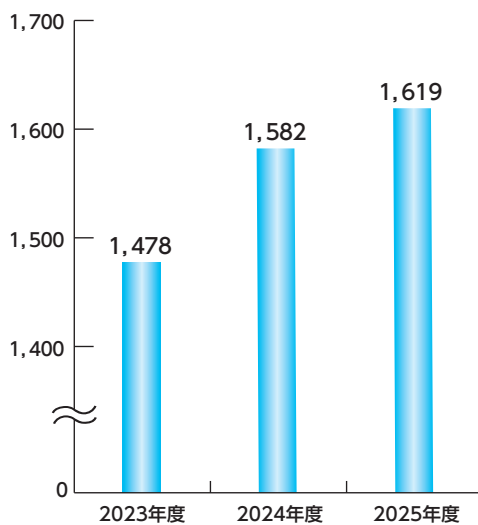
代表的な経営指標

正味収入保険料(対前期増減率)

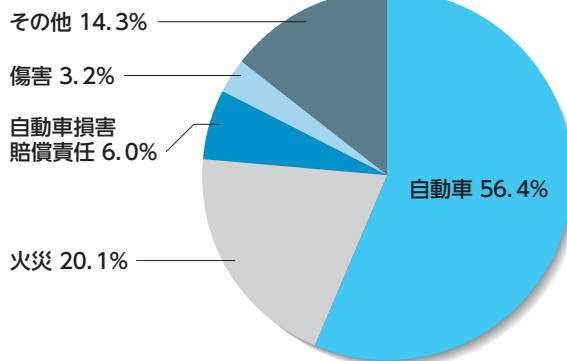
1,619億円(2.3%)

●正味収入保険料の推移

(単位：億円)



●種目別構成比



●正味収入保険料

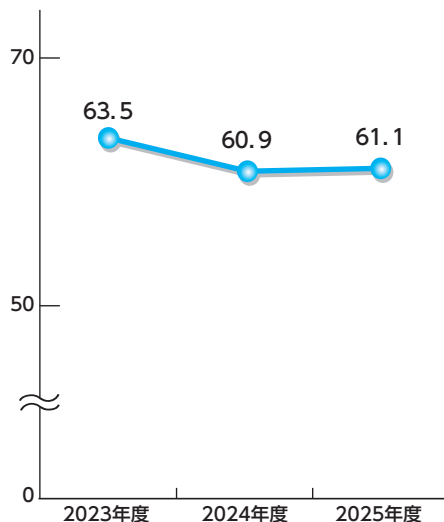
契約者から直接受け取った保険料(元受保険料)に、保険金支払負担平均化・分散化を図るための他の保険会社との保険契約のやりとり(受再保険料および出再保険料)を加減し、さらに将来契約者に予定利率を加えて返れいすべき原資となる積立保険料を控除した保険料です。

正味損害率

61.1%

●正味損害率の推移

(単位：%)



●正味損害率

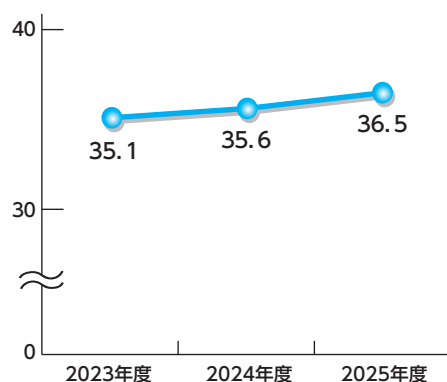
正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。具体的には、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合をさしています。

正味事業費率

36.5%

●正味事業費率の推移

(単位：%)



●正味事業費率

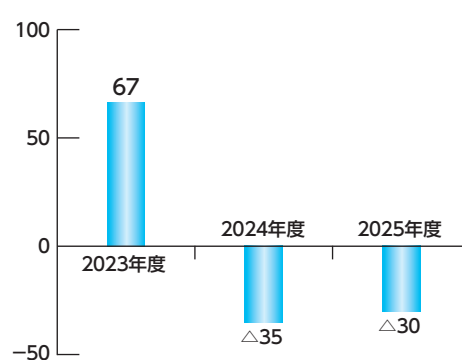
正味収入保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合のことであり、正味損害率と同様に保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。具体的には、損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合をさしています。

保険引受利益(対前期増減率)

△30億円(-)

●保険引受利益の推移

(単位：億円)



●保険引受利益

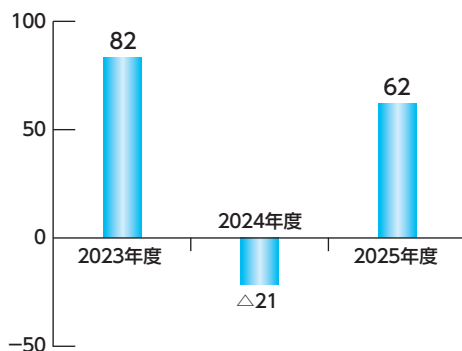
正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費・満期返れい金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものであり、保険本業における最終的な損益を示すものです。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額等です。

経常利益(対前期増減率)

62億円(-)

●経常利益の推移

(単位：億円)



●経常利益

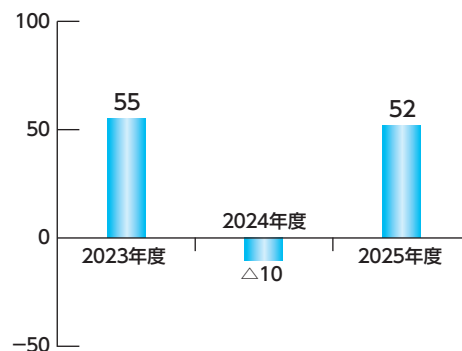
正味収入保険料・利息及び配当金収入・有価証券売却益等の経常収益から、保険金・満期返れい金・有価証券売却損・営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものであり、経常的に発生する取り引きから生じた損益を示すものです。

当期純利益(対前期増減率)

52億円(-)

●当期純利益の推移

(単位：億円)



●当期純利益

経常利益に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益・法人税及び住民税・法人税等調整額を加減したものであり、事業年度に発生したすべての取り引きによって生じた損益を示すものです。

代表的な経営指標

単体ベースのソルベンシー・マージン比率

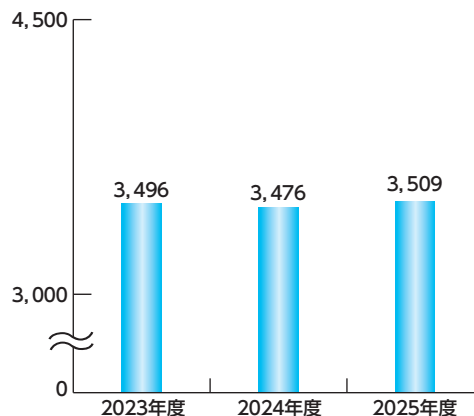
※単体ベースのソルベンシー・マージン比率は、新制度導入初年度における経過措置の適用により、2025年度の数値を2026年10月末までに開示します。

総資産

3,509億円

●総資産の推移

(単位：億円)



●総資産

損害保険会社が保有する資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」です。損害保険会社の保有する資産規模を示すものです。

代表的な経営指標の用語説明

●純資産額

損害保険会社が保有する資産の合計である「総資産額」から、責任準備金等の「負債額」を控除したものが「純資産額」であり、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」です。損害保険会社の担保力を示すものです。

●その他有価証券評価差額

「金融商品に係る会計基準（いわゆる時価会計）」により、保有有価証券等については、売買目的、満期保有目的等の保有目的で区分し、時価評価等を行っています。その他有価証券は、売買目的、満期保有目的等に該当しないものであり、保有有価証券等の大宗を占めています。この、その他有価証券の時価評価後の金額と時価評価前の金額との差額（いわゆる評価損益）が、その他有価証券評価差額です。財務諸表においては、税金相当額を控除した純額を、貸借対照表上の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

●保険業法に基づく債権

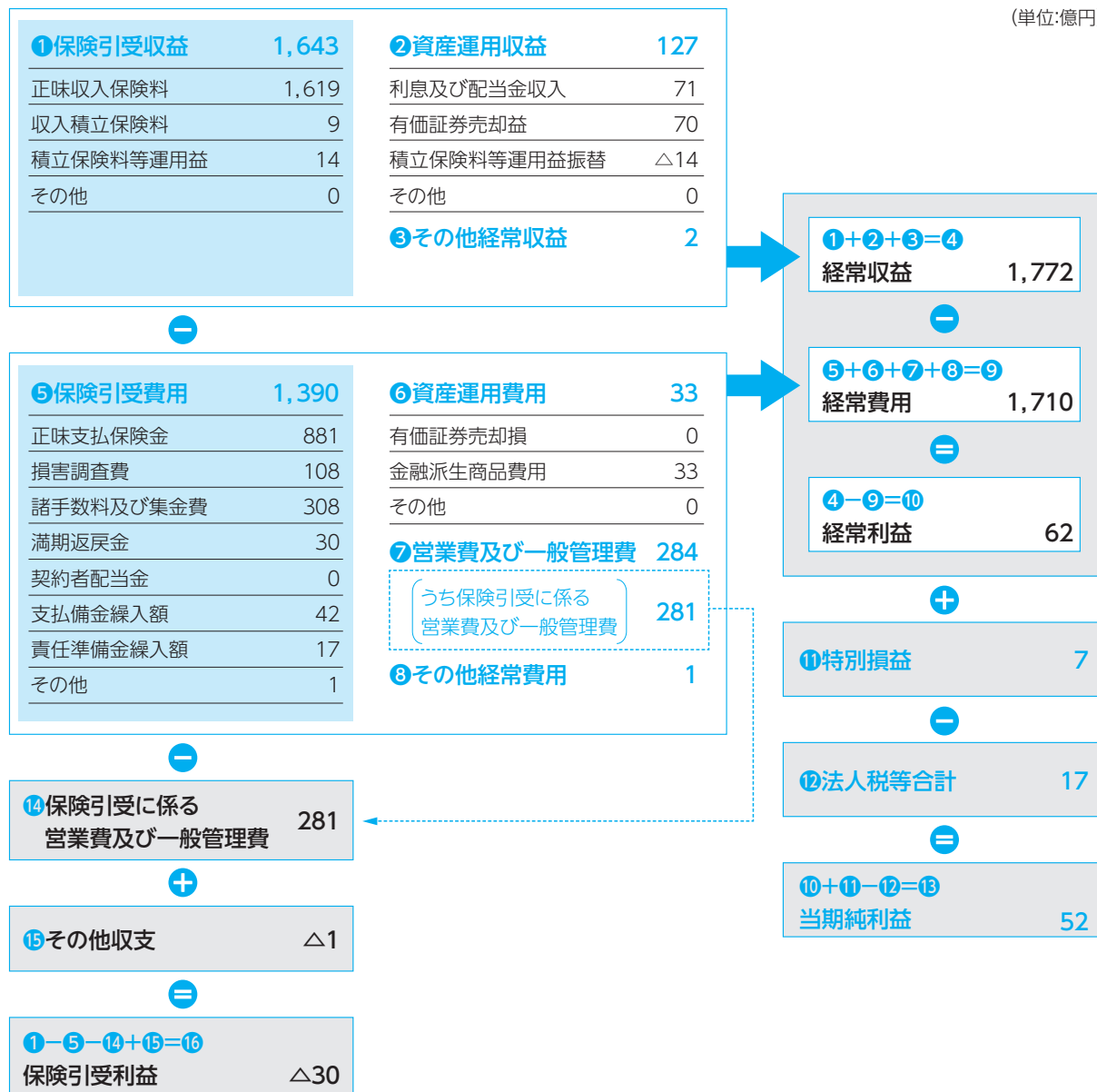
保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロに基づき開示している債権の金額です。債権の価値の毀損の危険性、回収の危険性等に応じて、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「三月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」「正常債権」の5つに区分されています。

●自己査定

損害保険会社としての資産の健全化を図るために、不良債権等については適切な償却・引当等の処理が必要です。自己査定は、適切な償却・引当を行うために、損害保険会社自らが、保有資産について価値の毀損の危険性等に応じて、保有資産を分類区分することです。具体的には、債務者の状況および債権の回収可能性を評価して、資産を回収リスクの低い方から順に、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階に分類します。このうち、Ⅰ分類は、回収の危険性または価値の毀損の可能性について問題の無い資産です。Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ分類は、何らかの回収の危険性または価値の毀損の可能性のある資産であり、これらの合計額が「分類額計（Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ）」です。

決算の仕組み(2025年度)

(単位:億円)



取得格付※ (2026年7月1日現在)

格付投資情報センター(R&I)

AA+ (発行体格付)

※最新の格付は、当社のホームページ等でご確認ください。
(<https://www.nisshinfire.co.jp/ir/rank.html>)

2025年度の事業概況

事業の経過および成果等

当年度の我が国経済は、米国の通商政策の影響が残つつも緩やかに回復しました。一方、先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要があります。

このような事業環境のなか、当社は2024年度から始まった3ヵ年の中期経営計画において、「事故によるダメージを受けやすいお客さまの日々の負担感を減らし、より豊かな生活を実感していただける保険会社」という当社のなりたい姿を実現すべく、各施策を着実に推進してまいりました。

当年度の取り組みの経過及びその成果は、以下のとおりです。

■ 新商品の開発

お客さまにとってシンプルでわかりやすく、大手社とは一線を画した独自性のある商品やサービスを提供していくため、新商品・サービスを開発しました。

火災保険では、2026年3月より株式会社NTTドコモと、持家住宅（マンションの所有戸室を含む）をお持ちのお客さま向けに、インターネット完結型でお手頃な保険料で加入できる火災保険として「ドコモの火災保険」の提供を開始しました。本商品は、保険料（地震保険料およびdポイント利用分を除く）に対して最大2.0%のdポイントがたまり、保険料のお支払い方法が「d払い[®]」の場合はdポイントで保険料をお支払いいただくことも可能です。

新種保険では、2026年3月1日以降を始期とする事業者向け統合賠償責任保険「ビジサポ」およびインターネット完結型賠償責任保険「事業をおまもりする保険」にご契約いただいた飲食業、理容・美容業、宿泊業の事業者さま向けに、新たな付帯サービスとして「すま〜とクローズ＜キャンセル料集金代行サービス＞」を新設しました。本サービスは、予約のキャンセルが発生した際に、当社が提携する債権回収会社が事業者さまに代わってキャンセルポリシーに基づくキャンセル費用の集金業務を行うサービスであり、マーケットリサーチを通じて把握した事業者のお客さまのニーズを踏まえて開発したものです。

（注）1. 「d払い」は、株式会社NTTドコモの登録商標です。

2. 「すま〜とクローズ＜キャンセル料集金代行サービス＞」に

おいて当社が提携する債権回収会社は、法務大臣の許可を受け、特定の債権の管理回収を専門に行う会社です。本サービスでは、特定の債権に該当しない非特定金銭債権（キャンセル料）の集金業務を代行します。なお、弁護士とは異なり訴訟代理や強制執行等の法的手続きは行いません。

■ 損害サービス

事故・災害に遭われたお客さまに、専門性を発揮して適正な保険金を高品質なサービスと共にお届けすべく、当社の目指す「万全な損害サービス」の提供に取り組みしました。担当者一人ひとりが専門性を向上させ、高い事故解決力・対応力を発揮し、お客さまに当社ならではの付加価値を提供するための取り組みを推進しました。

また、被災されたお客さまにいち早く“あんしん”をお届けできるよう、豪雨、台風、地震などの災害時や降雪期には、事故対応を全国の損害サービス拠点へ振り分け、各損害サービス拠点にて事故受付のご安心コール（初期コンタクト）から保険金のお支払いまで一貫して対応し、全社一丸となってお客さま対応に注力しました。

■ トップラインの拡大

成長戦略に掲げる「小規模事業者マーケット開拓」や「戦略マーケット開拓」等に取り組みしました。

小規模事業者マーケット開拓では、マーケット開発部やテレオフィス営業部と事業部が連携し、当社のビジネスモデルに共感し実践いただけるプロ代理店や広域型代理店、業界団体やWebといった多様な販路を通じてお客さまへ安心をお届けすることに注力しました。

戦略マーケット開拓では、販売代理店の拡大とともに代理店および社員の販売スキル向上を図り、マンション（共用部分）や学校マーケット等、当社独自の商品性を活かしたマーケット開拓に注力しました。

■ 収支改善

保険引受利益を安定的に確保していくため、火災保険や新種保険の引受対策に取り組みました。また、照会応答業務等への生成AIの導入により、業務の効率化に取り組みました。

■ 当年度業績

保険引受収益1,643億円、資産運用収益127億円等を合計した経常収益は、2024年度に比べ97億円増加し、1,772億円となりました。

一方、保険引受費用1,390億円、資産運用費用33億円、営業費及び一般管理費284億円等を合計した経常費用は、2024年度に比べ13億円増加し、1,710億円となりました。

この結果、経常利益は、2024年度に比べ84億円増加し、62億円の利益となりました。

経常利益に特別利益、特別損失、法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を加減した当期純利益は、2024年度に比べ62億円増加し、52億円の利益となりました。

保険引受の概況は、次のとおりです。

正味収入保険料は1,619億円と、自動車保険・賠償責任保険等の増収を主因として、2024年度に比べ2.3%の増収となりました。また、正味損害率は、正味収入保険料が増収したものの、正味支払保険金の増加により、2024年度に比べ0.3ポイント上昇し、61.1%となりました。

また、正味事業費率は、人件費及び物件費の増加を主因に、2024年度に比べ0.9ポイント上昇し、36.5%となりました。

保険引受損益は、自動車保険・賠償責任保険等の悪化を火災保険の改善が上回り、2024年度に比べ5億円改善し、30億円の損失となりました。

■ 保険引受の概況

火災保険では、2024年10月料率改定前の駆け込みの反動減により、正味収入保険料は325億円と、2024年度に比べ5.0%の減収となりました。また、正味損害率は、正味支払保険金が減少したものの、正味収入保険料の減収により、2024年度に比べ1.8ポイント上昇し、58.6%となりました。

自動車保険では、2025年1月と2026年1月料率改定による単価増により、正味収入保険料912億円と、2024年度に比べ4.8%の増収となりました。また、正味損害率は、事故件数の増加と保険金単価の上昇により、2024年度に比べ0.5ポイント上昇し、62.3%となりました。

自動車損害賠償責任保険では、契約台数の減少を主因として、正味収入保険料は97億円と、2024年度に比べ0.4%の減収となりました。また、正味損害率は、正味支払保険金の減少を主因として、2024年度に比べ4.9ポイント低下し、

87.8%となりました。

その他の保険は、賠償責任保険・労働者災害補償責任保険・傷害保険等が主なものです。賠償責任保険の増収を主因として、その他の保険全体の正味収入保険料は283億円と、2024年度に比べ4.5%の増収となりました。また、正味損害率は、正味収入保険料の増収を主因として、2024年度に比べ0.3ポイント低下し、51.2%となりました。

■ 当社が対処すべき課題

2026年度の我が国経済は、中東情勢の影響を受けた原油価格上昇が、交易条件の悪化などを通じて企業収益や家計の実質所得に対する下押し要因となることから、成長ペースは減速すると考えられます。

こうした状況のなか、当社は経営理念「お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指す」の原点に立ち戻り、保険金不正請求問題、保険料調整行為や情報漏えいといった、お客さまや社会からの信頼を損なう問題の再発防止に引き続き取り組むとともに、損害保険会社の職務を通じて何を実現するのかを常に考え、お客さま本位の業務運営を徹底し、お客さまや社会からの信頼回復に努めてまいります。

また、2024年度から始まった3か年の中期経営計画は最終年度を迎え、小規模事業者マーケットや戦略マーケットの開拓を中心に一定の成果を実感しているものの、より多くの小規模事業者のお客さまに“あんしん”をお届けするために、お客さまのニーズやお困りごとをよく知るための活動の量と質を一層高めていく必要があります。

当社は、引き続き各施策を推進していくとともに、お客さまのニーズやお困りごとをよく知るための活動をコア業務と位置づけ、当社ならではの強みとして確立されるまで継続して取り組んでまいります。

事故によるダメージを受けやすい小規模事業者等のお客さまの期待に応え、事業の安定と継続を支えるため、価値提供の進化に取り組むとともに、事業価値とお客さま体験価値の両面を高めることで、「お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社」を目指してまいります。

コーポレートガバナンスの状況

コーポレートガバナンス態勢

当社は、お客さま、株主、代理店、社員、地域・社会という各ステークホルダーに対する責任を果たすためコーポレートガバナンスの充実を重要な経営課題として位置づけ、親会社である東京海上ホールディングス株式会社が策定した「東京海上ホールディングスコーポレートガバナンス基本方針」およびグループの「内部統制基本方針」に基づいた健全で透明性の高いコーポレートガバナンス態勢を構築しています。

1. 取締役会・監査役会

当社の取締役会は、2026年4月1日現在、社外取締役2名を含む8名の取締役(任期1年)で構成されています。監査役会は、社外監査役2名を含む3名の監査役で構成されています。社外取締役および社外監査役と当社との間には、特別な利害関係はありません。

2. 指名委員会・報酬委員会

親会社である東京海上ホールディングス株式会社は、「東京海上ホールディングスコーポレートガバナンス基本方針」に基づき、指名委員会および報酬委員会を設置しています。両委員会は、原則として、委員の過半数を社外委員とし、委員長は社外委員から選出します。両委員会は、当社に関して次の事項を審議し、東京海上ホールディングス株式会社取締役会に答申します。

a) 指名委員会

- ・ 社長の選任・解任
- ・ 社長の選任要件・解任方針

b) 報酬委員会

- ・ 社長の業績評価
- ・ 取締役・執行役員の報酬体系および報酬水準

3. 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、内部統制基本方針を定め、これに沿ってグループ会社の経営管理、コンプライアンス、リスク管理、内部監査、監査役監査の実効性確保等を含む内部統制システムを整備の上、業務の適正を確保するとともに企業価値の向上に努めています。また、内部統制システムの整備および運用状況については、モニタリングを実施し、取締役会がその内容を確認しています。さらに、モニタリングの結果等を踏まえ、内部統制システムの改善および強化に継続的に取り組んでいます。

4. 社内外の監査・検査

■社内の内部監査態勢

監査役による監査と内部監査部による内部監査を実施しています。このうち、内部監査については、内部統制基本方針に基づき、被監査部門から独立した組織として内部監査部を設置し、経営管理を実施している子会社等も含めた全業務・全組織を対象に内部監査を実施しています。内部監査部は、監査の高度化に取り組み、内部管理態勢の適切性および有効性の検証、内部管理態勢上の課題の指摘、その改善に向けた提言および洞察の提供を行うとともに、これらを通じた経営に資する助言を行っています。なお、監査計画については取締役会等の承認を得ており、監査結果については取締役会等に報告しています。

■社外の監査・検査

当社は、社外の監査・検査として「会社法および金融商品取引法に基づく監査法人による外部監査」および「保険業法に基づく金融庁による検査」等を受けています。

当社の会計監査人はPwC Japan有限責任監査法人です。

内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに東京海上ホールディングス株式会社(以下「東京海上HD」)との間で締結された経営管理契約および東京海上HDが定めた各種グループ基本方針等に基づき、取締役会において「内部統制基本方針」を以下のとおり決定し、本方針にしたがって内部統制システムを構築・運用しています。

1. 東京海上グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、東京海上グループ経営理念、東京海上HDとの間で締結された経営管理契約、「東京海上グループ グループ会社の経営管理に関する基本方針」をはじめとする各種グループ基本方針等に基づき、適切かつ健全な業務運営を行う。
 - ① 当社は、事業戦略、事業計画等の重要事項の策定に際して東京海上HDの事前承認を得るとともに、各種グループ基本方針等に基づく取り組み、事業計画の実施状況等を取締役会および東京海上HDに報告する。
 - ② 当社は、子会社との間に管理運営に関する覚書を締結し、各種グループ基本方針等に基づき、適切に子会社の経営管理を行う。
- (2) 当社は、「東京海上グループ 資本配分制度に関する基本方針」に基づき、資本配分制度の運営体制を整備する。
- (3) 当社は、「東京海上グループ 経理に関する基本方針」に基づき、当社の財務状態および事業成績を把握し、株主・監督官庁に対する承認・報告手続、税務申告等を適正に実施するための体制を整備する。
- (4) 当社は、「東京海上グループ 財務報告に係る内部統制に関する基本方針」に基づき、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
- (5) 当社は、「東京海上グループ 情報開示に関する基本方針」に基づき、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備する。
- (6) 当社は、「東京海上グループ ITガバナンスに関する基本方針」に基づき、ITガバナンスを実現するために必要な体制を整備する。
- (7) 当社は、「東京海上グループ AIガバナンスに関する基本方針」に基づき、AIガバナンスを実現するために必要な体制を整備する。
- (8) 当社は、「東京海上グループ データマネジメントに関する基本方針」に基づき、データマネジメントを実現するために必要な体制を整備する。
- (9) 当社は、「東京海上グループ サイバーセキュリティ管理に関する基本方針」に基づき、サイバーセキュリティ管理を実現するために必要な体制を整備する。
- (10) 当社は、「東京海上グループ 人事に関する基本方針」に基づき、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事、およびあるべき人材像の浸透の徹底により、生産性および企業価値の向上の実現を図る。

2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「東京海上グループ コンプライアンスに関する基本方針」に基づき、以下のとおり、コンプライアンス体制を整備する。
 - ① 役職員が「東京海上グループ コンプライアンス行動規範」および「日新火災行動規範」に則り、事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。
 - ② コンプライアンスを統括する部署を設置するとともに、コンプライアンスに関する年度計画を策定して、コンプライアンスに関する取り組みを行う。また、取締役会の下に社外委員を含むお客さま本位の業務運営委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要な事項を審議する。
 - ③ コンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施して、コンプライアンスの周知徹底を図る。
 - ④ 法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかに、社内外にホットライン(内部通報制度)を設け、その利用につき役職員に周知する。
- (2) 当社は、「東京海上グループ 内部監査に関する基本方針」に基づき、被監査部門から独立した内部監査担当部署を設置するとともに、内部監査規程を制定し、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。

3. リスク管理に関する体制

- (1) 当社は、「東京海上グループ リスク管理に関する基本方針」に基づき、以下のとおり、リスク管理体制を整備する。
 - ① リスク管理基本方針を定め、当社の事業遂行に関わる様々なリスクについてリスク管理を行う。
 - ② リスク管理を統括する部署を設置するとともに、リスク管理基本方針において管理対象としたリスク毎に管理部署を定める。
 - ③ リスク管理についての年度リスク管理計画を策定する。
 - ④ 取締役会の下にリスク管理委員会を設置して、当社のリスク管理体制の整備状況やリスク管理の実施状況の確認等を定期的実施する。

- (2) 当社は、「東京海上グループ 統合リスク管理に関する基本方針」に基づき、統合リスク管理方針を定めるとともに、グループ全体の統合リスク管理の一環として、保有リスク量とリターンの状況を定期的にモニタリングする。
- (3) 当社は、「東京海上グループ 危機管理に関する基本方針」に基づき、危機管理方針を定め、危機管理体制を整備する。

4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営管理契約に基づき、グループの経営戦略および経営計画に則って、事業計画（数値目標等を含む。）を策定し、当該計画の実施状況をモニタリングする。
- (2) 当社は、業務分担および指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。
- (3) 当社は、経営会議規則を定め、取締役等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について審議・報告を行う。
- (4) 当社は、(1)～(3)のほか、当社および子会社において、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存および管理を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

- (1) 当社は、監査役の求めに応じ、監査役の監査業務を補助するための監査役直轄の事務局を設置し、監査業務を補助するために必要な知識・能力を具備した専属の職員を配置する。
- (2) 監査役事務局に配置された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- (3) 当該職員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (2) 当社は、子会社の役職員が、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。
- (3) 当社は、当社および子会社において、監査役に(1)または(2)の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう、必要な体制を整備する。
- (4) 役職員は、ホットライン（内部通報制度）の運用状況および報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができるものとする。
- (2) 監査役は、重要な会議の議事録、取締役および執行役員が決裁を行った重要な稟議書類等については、いつでも閲覧することができるものとする。
- (3) 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- (4) 内部監査担当部署は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。
- (5) 当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要なでないことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

2006年（平成18年）5月19日 制定
2026年（令和 8年）4月 1日 改定

コンプライアンスの徹底

当社はお客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指すことを経営理念に掲げ、コンプライアンスの徹底を経営の基本に位置づけています。

コンプライアンス宣言

当社は、お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指すことを経営理念としており、コンプライアンスの徹底は当社の経営理念の実践そのものです。

当社では、経営理念の実現に向け行動する際の重要な事項を「日新火災行動規範」として定めています。私たち全役職員はこの行動規範に則り、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスの徹底を最優先することをここに宣言いたします。

日新火災海上保険株式会社
取締役社長 織山 晋

また、東京海上グループとして東京海上グループ各社の全役職員が遵守すべきコンプライアンス行動規範を定めています。

東京海上グループ コンプライアンス行動規範<骨子>

●法令等の徹底

法令や社内ルールを遵守するとともに、公正で自由な競争を行い、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を行います。

●社会との関係

社会、政治との適正な関係を維持します。

●適切かつ透明性の高い経営

業務の適切な運営をはかるとともに、透明性の高い経営に努めます。

●人権・環境の尊重

お客様、役職員をはじめ、あらゆる人の基本的人権を尊重します。また、地球環境に配慮して行動します。

さらに、当社は、損害保険会社として社会・公共的使命の遂行と人間尊重を信条とし、社会から信頼され続けるために、日新火災行動規範を定めています。すべての役職員は日新火災行動規範を誠実に遵守・実践します。

日新火災行動規範<骨子>

1. 人間尊重の原則

日新火災は人間尊重を行動の基本精神とし、事業に関わる全てのみなさまの権利を尊重し、お客さま本位を実践するために誠意を持って行動します。

2. 法令等遵守

日新火災は企業行動の基本である法令・ルールについてその制定された目的を十分に理解し、それを誠実に遵守していきます。

3. 適切な事業活動

日新火災は損害保険会社としての社会・公共的使命を果たすため、高い企業倫理と透明性を維持し、公正かつ自由な競争の促進と内部統制の強化に努めます。

4. 積極的な社会参画

日新火災は、損害保険事業の社会的存在意義を更にも高めるため、社会貢献活動や環境問題の取り組みなど、社会に対して有益な働きかけを積極的に行います。

コンプライアンス推進態勢

当社の業務品質の維持・向上を目的とする取締役会委員会として、社外委員を含む「お客さま本位の業務運営委員会」を設置しています。本委員会では、会社全体の業務品質向上に向けて、業務品質向上計画を審議し、その結果を取締役に報告するとともにお客さまに影響を及ぼす（可能性

のある）業務運営について「お客さま本位」の視点で確認・検証し、業務の改善に努めています。

現業部門においては、業務の最前線でコンプライアンス施策を遂行する部長、課長をコンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進役と位置づけ、さらに部長を補佐

するコンプライアンススタッフを配置しています。当社には全部門のコンプライアンスを推進するコンプライアンスリーダーを配置し、また各地区に駐在する本社所属のコンプライアンスオフィサーが現業部門のコンプライアンス推進状況についてモニタリング、指導、支援を行います。

なお、コンプライアンス上の問題を発見した場合には、速やかに業務品質部等に報告や相談をすることを義務づけています。何らかの理由で、通常の報告や相談をすることが適

当でない場合には、「コンプライアンス相談窓口(業務品質部長直通の専用電話)」、「コンプラ110番(社内イントラネットによる業務品質部ホットライン担当者へのEメール)」、「監査役ホットライン」、「ハラスメント相談窓口」、「東京海上ホールディングスや社外ホットライン(弁護士事務所)への直通電話およびEメール」等に報告や相談することができます。いずれも匿名での利用も可能です。

お客さま本位の業務運営委員会

コンプライアンスの徹底にあたって、社外からの視点による幅広い意見を得るため、社外の有識者が委員として加わる「お客さま本位の業務運営委員会」を設置しています。

本委員会は、取締役会直属の機関として、各委員より専門領域を踏まえた意見や提言を得つつ、会社施策の点検や監視を行うとともに、直接経営に提言しています。

また、業務品質の向上に関するあらゆる取り組みについて審議し、これらの取り組みの実効性を確認し改善を推進していくとともに、お客さま保護に関するテーマについて議論し、役職員のリスク感応度向上に努めています。

さらに、お客さまの声等の情報を各委員間で共有したうえで、十分な時間をかけて論議し、お客さまへの被害やご迷惑を及ぼす(可能性のある)事案について、お客さま対応(予防・被害の最小化)および改善策が確実に実施されていることを確認し、「お客さま本位」を基軸とした業務の遂行に努めています。

業務品質向上計画

業務品質向上の推進にあたり、毎年度、取締役会において会社全体の業務品質向上計画を決定しています。その計画にしたがって各部門は具体的な施策を策定し、業務品質向上に取り組んでいます。これらの取組状況は、取締役会に報告しています。

コンプライアンス・マニュアル

「コンプライアンス・マニュアル」を作成して、全役職員がいつでも参照できるようにしています。「コンプライアンス・マニュアル」には、①コンプライアンスの考え方、当社の経営理念、コンプライアンス宣言、行動規範、②コンプライアンス推進態勢、③問題を発見した場合の対応、④遵守すべきルールとその解説を記載しています。そのほか、コンプライアンスの重要事項を携帯用カードに掲載し全役職員に配付することにより徹底を図っています。

コンプライアンス研修

コンプライアンスの徹底と推進を目的として、全役職員を対象に「コンプライアンス研修」を実施しています。階層別や職場別の集合研修、社内イントラネットを利用した研修を継続的に実施しています。研修内容には「コンプライアンスの考え方」等の基本的な項目から「実務に即したケーススタディ」までを盛り込んだ実効性のある研修の実施に努めています。

モニタリング

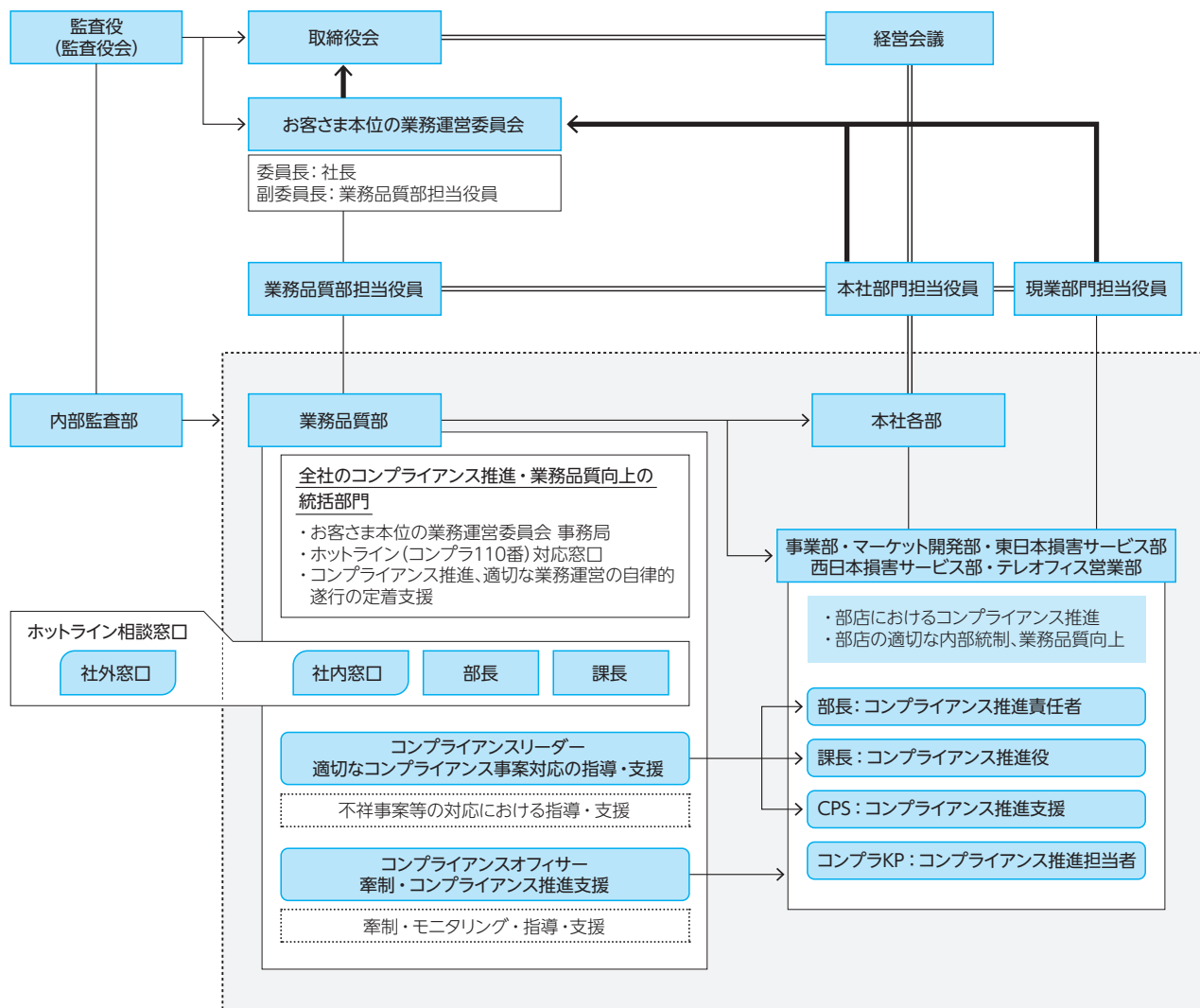
業務が適切に遂行されているかについて、各部による点検や、「コンプライアンスリーダー」、「コンプライアンスオフィサー」、「コンプライアンススタッフ」等による「モニタリング」を組み合わせ、コンプライアンスの取り組みやルールの遵守状況を継続的に点検しています。

ホットライン(内部通報制度)

コンプライアンスに関連する問題が発生した場合や発生しそうな場合等に、報告や相談ができる各種のホットラインを設けています。また、社外の弁護士事務所にもホットラインを設置して、報告者や相談者が利用しやすい手段を選択できるように配慮しています。なお、当社の「ホットライン(内部通報制度)」は公益通報者保護法に対応しており、報告者の個人情報は厳重に管理され、報告者が不利な取り扱いを受けることはありません。

コンプライアンスの徹底

2026年度コンプライアンス体制



反社会的勢力等への対応

当社は、「東京海上グループ 反社会的勢力等への対応に関する方針」に則り、反社会的勢力等に対する態勢整備と毅然とした対応に努めています。

東京海上グループ 反社会的勢力等への対応に関する方針(概要)

1. 基本的な考え方

東京海上グループは、良き企業市民として公正な経営を貫き広く社会の発展に貢献するため、反社会的勢力等との関係の遮断および不当要求等に対する拒絶を経営理念の実践における基本的事項として位置づけ、反社会的勢力等に対して、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応することに努めます。

2. 反社会的勢力等からの被害を防止するための基本原則

反社会的勢力等に対し、以下の(1)から(5)に基づき対応します。

(1) 組織としての対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、会社組織全体として対応します。また、反社会的勢力等からの不当要求等に対応する役職員の安全を確保します。

(2) 外部専門機関との連携

反社会的勢力等からの不当要求等に備えて、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係の構築に努め、不当要求等が行われた場合には必要に応じ連携して対応します。

(3) 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力等とは、業務上の取引関係(提携先を通じた取引を含む。)を含めて、一切の関係を持つことのないよう努めます。また、反社会的勢力等からの不当要求等は拒絶します。

(4) 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

(5) 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力等からの不当要求等が、東京海上グループの各社の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力等への資金提供は、リベート、利益上乗せ、人の派遣等、いかなる形態であっても絶対に行いません。

3. 態勢整備

反社会的勢力等との関係を遮断するために、以下の態勢を整備します。

(1) 対応統轄部署の設置

(2) 問題が発生した場合の報告・相談ルールや体制の制定

(3) 研修の実施 等

コンプライアンスの徹底

利益相反取引等の管理

当社は、「東京海上グループ 利益相反取引等の管理に関する方針」に則り、お客様の利益が不当に害されることのないように、利益相反取引等の管理に努めています。

東京海上グループ 利益相反取引等の管理に関する方針（概要）

1. 利益相反取引等

「利益相反取引等」とは、東京海上グループが行う取引等のうち、以下のものをいいます。

- (1) お客様の利益と東京海上グループの利益とが相反するおそれのある取引
- (2) お客様の利益が東京海上グループの他のお客様の不利益となるおそれのある取引
- (3) 東京海上グループが保有するお客様に関する情報をお客様の同意を得ないで利用する取引（本邦における個人情報保護法または東京海上グループ会社に適用されるその他の法令等の規定に基づく、あらかじめ特定された利用目的に係る取引をのぞきます。）
- (4) 上記(1)から(3)までに掲げるもののほか、東京海上グループのお客様の保護および東京海上グループの信用維持の観点から特に管理を必要とする取引その他の行為

2. 利益相反取引等の管理の態勢

持株会社である東京海上ホールディングスは、東京海上グループの利益相反取引等の管理に関する事項を一元的に管理します。

また、日新火災海上保険株式会社は、利益相反取引等の管理を統轄する部署を設置するなど、法令等に従い必要な態勢整備を行います。

3. 利益相反取引等の管理の方法

東京海上グループは、利益相反取引等の管理を、以下の方法により実施してまいります。

- (1) 東京海上グループ各社が、利益相反取引のおそれがある取引等を行おうとする場合には、事前に東京海上ホールディングスに報告することとします。
- (2) 東京海上ホールディングスでは、報告された取引等について、お客様の利益を不当に害するまたは害する可能性があるかと判断した場合には、以下の方法による措置を講じます。
 - ① 当該取引を行う部門と当該取引に係るお客様とその他の取引を行う部門を分離する方法
 - ② 当該取引または当該取引に係るお客様とその他の取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 当該取引に伴い、当該取引に係るお客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該取引に係るお客様に適切に開示する方法
 - ④ 当該取引等に伴い、東京海上ホールディングスおよび東京海上グループ会社が保有するお客様に関する情報を利用することについて、当該お客様の同意を得る方法
 - ⑤ 当該取引等または当該取引に係るお客様とその他の取引を中止する方法
 - ⑥ その他、東京海上ホールディングスが必要かつ適切と認める方法

4. 利益相反取引等の管理態勢の検証

東京海上ホールディングスは、東京海上グループの利益相反取引等の管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証してまいります。

個人情報への対応

当社はお客さま情報の取り扱いについて、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（「マイナンバー法」）、その他関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、損害保険会社に係る個人情報保護指針等にしたがって、適切な措置を講じています。

お預かりしたお客さまの個人情報ならびに特定個人情報等（個人番号および特定個人情報）が適正に取り扱われるように、代理店および従業者等への教育や指導を徹底するほか、個人情報の取り扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善しています。

当社の個人情報ならびに特定個人情報等に対する取り組み方針等は「プライバシーポリシー（個人情報のお取り扱いについて）」として当社ホームページで公表しています。

プライバシーポリシー （個人情報のお取り扱いについて）

日新火災海上保険株式会社

日新火災海上保険株式会社（以下「弊社」といいます。）は、お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指しています。このような理念のもと、弊社は、「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」といいます。）」、その他の法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドライン、一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」および東京海上グループ プライバシーポリシーを遵守して、以下のとおり個人情報ならびに個人番号および特定個人情報（以下、個人番号および特定個人情報を総称して「特定個人情報等」といいます。）を適正に取り扱います。なお、本プライバシーポリシーの記載内容については、適宜見直しを行い、改善に努めていきます。

※本プライバシーポリシーにおいて、「個人情報」および「個人データ」は、特定個人情報等を除くものをいいます。

1. 個人情報の取得について

（特定個人情報等につきましては下記「9. 特定個人情報等の取り扱いについて」をご覧ください。）

弊社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を取得します。

（1）本人からの取得

弊社は、保険契約の申込書、保険金請求書、取引書類、付帯サービスの提供、アンケート等を通じて個人情報を取得します。また、各種ご連絡やお問い合わせ、ご相談等に際して、内容を正確に記録するために、通話内容の録音等により個人情報を取得することがあります。

（2）本人以外からの取得

弊社は、東京海上グループ各社、業務委託先、取引先等その他の第三者からまたは公開されている情報を元に、個人情報を取得する場合があります。弊社が本人以外から個人情報を取得する具体例は以下のとおりです。

- ・提供元の例：一般財団法人民事法律協会、株式会社ゼンリン
 - ・取得する個人情報の項目の例：登記事項証明書記載の建物の構造の情報等、住宅地図等
- 弊社は、個人データを第三者から取得する場合には、当該取得に関する事項（どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

2. 個人情報の利用目的について

（特定個人情報等につきましては下記「9. 特定個人情報等の取り扱いについて」をご覧ください。）

弊社では、次の業務を実施する目的ならびに下記5. および6. に掲げる目的（以下「利用目的」といいます。）に必要な範囲内で個人情報を利用します。

利用目的は、お客さまにとって明確になるよう具体的に定め、ウェブサイト等で公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込書、パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ウェブサイト等に公表します。

- （1）損害保険商品ならびに弊社が取り扱うその他の商品およびサービス（以下総称して「弊社商品・サービス」といいます。）の案内、募集および販売、ならびにそれらに付帯、関連するサービスの案内、提供および管理
- （2）保険契約の申し込みに係る適正な引受の審査
- （3）弊社商品およびサービスならびにそれらの付帯サービスの履行、維持管理および更新
- （4）保険料の通知、請求および返戻
- （5）保険事故の受付および相談対応、事故に関する各種専門業者に係る情報の提供、各種専門業者の仲介、斡旋および紹介、ならびに保険事故に係る損害、事故原因の調査
- （6）保険事故その他の危険の発生を防止もしくは軽減を図るための調査、分析および助言
- （7）適正な保険金、給付金および返戻金の支払い、保険金請求に係る保険事故の調査、ならびに保険金、給付金等の支払事由の調査（関係先への照会および連携を含みます。）
- （8）保険金等の不正請求その他の不適正事案の防止および排除
- （9）国内外の再保険会社との再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- （10）販売基盤（代理店等）の新設および維持管理

個人情報への対応

- (11) 融資の審査ならびに融資契約の締結、履行および管理
- (12) 弊社または弊社代理店が提供する商品、サービス等に関するアンケートの実施
- (13) 市場調査、個々のお客さまに係る情報の集約および当該情報の照合を含むデータ分析、アンケートの実施等による新たな商品およびサービスの研究および開発、ならびに既存の弊社商品・サービスの品質向上
- (14) お客さまの閲覧履歴・購買履歴・属性等の情報を分析して実施する、お客さまの興味関心に応じた弊社商品・サービスの広告宣伝、ならびにお客さまのニーズに適合した保険募集人の推薦および紹介
- (15) 東京海上グループ各社および提携先企業等が取り扱う損害保険、生命保険、コンサルティング等の商品およびサービスの案内
- (16) お客さまの閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して実施する、お客さまの興味関心に応じた東京海上グループ各社および提携先企業等が取り扱う商品・サービスの広告宣伝
- (17) 弊社社員の採用に係る面接、試験等の選考手続、選考結果の連絡、採用時の諸手続、その他各種イベント・セミナー等の案内ならびに各種情報提供
- (18) お客さまに関する保険契約情報、事故情報等を用いたリスクの分析、予測に基づく、お客さまのリスクに応じた適切な弊社商品・サービスの提案
- (19) その他、上記(1)から(18)に付随する業務の遂行、各種リスクの把握および管理その他お客さまとのお取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務の遂行、ならびに持株会社による東京海上グループ各社の経営管理および共通重複業務

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第18条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

※グループ会社の範囲につきましては、「5. グループ会社および提携先企業との共同利用について」(3)をご覧ください。

3. 個人データの第三者への提供について

(特定個人情報等につきましては下記「9. 特定個人情報等の取扱いについて」をご覧ください。また、弊社は、外国にある第三者に対して個人データを提供することがありますが、詳細は別紙①「外国にある第三者への提供」をご覧ください。)

- (1) 弊社は、次の場合を除いて、ご本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供しません。
 - ・法令に基づき提供が許容される場合
 - ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難である場合
 - ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難である場合
 - ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
 - ・当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該

第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除きます。)

- ・弊社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合(下記「4. 個人データおよび特定個人情報等の取扱いの委託」をご覧ください。)
 - ・合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - ・弊社のグループ会社および提携先企業との間で共同利用を行う場合(下記「5. グループ会社および提携先企業との共同利用について」をご覧ください。)
 - ・損害保険会社等との間で共同利用を行う場合(下記「6. 情報交換制度等について」をご覧ください。)
 - ・国土交通省との間で共同利用を行う場合(下記「6. 情報交換制度等について」をご覧ください。)
- (2) 弊社は、法令で定める場合を除き、個人データおよび個人関連情報を第三者に提供した場合(個人関連情報の第三者提供については提供先で個人データとして取得されることが想定される場合)には当該提供に関する事項(どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等)について記録します。
 - (3) 弊社は、第三者から受領した個人関連情報を、弊社が保有する他の情報と結びつける等して個人情報として利用することがあります。

4. 個人データおよび特定個人情報等の取扱いの委託について

弊社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを外部に委託することがあります。弊社が外部に個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定めて適切な委託先を選定し、委託契約を締結し、委託先における個人データの取扱い状況を含む情報管理体制を確認する等委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

弊社では、例えば次のような業務に関連して、個人データの取扱いを委託しています。((4)については特定個人情報等を含みます。)

- (1) 保険契約の募集に関わる業務
- (2) 保険金支払いその他の損害サービス業務
- (3) 情報システムの保守および運用に関わる業務
- (4) 支払調書等の作成および提出に関わる業務
- (5) 保険契約の付帯サービスの提供に関わる業務

5. グループ会社および提携先企業との共同利用について

弊社は、東京海上グループ各社および提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用します。特定個人情報等につきましては共同利用を行いません。

- (1) 利用目的
上記「2. 個人情報の利用目的について」(1)から(17)に記載の利用目的と同様
- (2) 個人データの項目
住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および事故状況、保険金

支払状況等の内容、ドライブレコーダーの記録内容、保険対象物件に関連する構造・使用状況・地形・気象・災害等のデータ、位置情報、購買履歴、ウェブサイトの閲覧履歴、バイタルデータ、健康診断結果・レセプト・治療・投薬等のデータ、職業上の経歴・保有資格等、経済状況・家計・資産運用に関するデータ等

(3) 共同利用する事業者等

●グループ会社:

東京海上ホールディングスのグループ会社はこちら(<https://www.tokiomarinehd.com/company/about/group.html>)をご覧ください。

東京海上日動のグループ会社はこちら(<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/group/group.html>)をご覧ください。

東京海上日動あんしん生命保険のグループ会社はこちら(https://www.tmn-anshin.co.jp/company/corp/profile/al_group/)をご覧ください。

東京海上日動ファシリティーズのグループ会社はこちら(<http://www.tkn-f.co.jp/company/index.shtml>)をご覧ください。

ID&Eのグループ会社はこちら(<https://www.id-and-e-hd.co.jp/aboutus/group/>)をご覧ください。

東京海上グループにおける法人等のお客さま情報の共同利用についてはこちら(https://www.tokiomarinehd.com/company/governance/internal/policy/joint_use.html)をご覧ください。

日新火災のグループ会社は以下のとおりです。

【保険関連事業】

ユニバーサルリスクソリューション株式会社(<https://www.ur-slt.co.jp/>)…リスクコンサルタント業

日新火災インシュアランスサービス株式会社(<https://www.nisshinfire-is.co.jp/>)…保険代理業

【事務代行等関連事業】

日新火災情報システム株式会社(<https://www.nisshin-info.co.jp/>)…プログラム作成、ソフトウェア開発

●提携先企業:

弊社が個人データを共同利用している提携先企業はございません。

(注)以上の内容は、弊社業務に従事している者の個人情報、特定個人情報等、仮名加工情報および匿名加工情報については対象としていません。

(4) 個人データ管理責任者

日新火災海上保険株式会社(住所および代表者の氏名等については会社概要のページをご覧ください。)

6. 情報交換制度等について

(特定個人情報等につきましては情報交換制度等の対象外です。)

(1) 弊社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。

※詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のウェブサイトをご覧ください。

(2) 弊社は、自賠責保険に関する適正な支払いのために、損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。

※詳細につきましては損害保険料率算出機構のウェブサイトをご覧ください。

(3) 弊社は、損害保険代理店の委託および監督ならびに弊社の職員採用等のために、損害保険会社等との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データおよび一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを、以下の5つの制度において共同利用します(いずれも、詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のウェブサイトをご覧ください。)

1. 特研生情報制度
2. 代理店廃止等情報制度(2013年6月末日までに取得した個人データを対象とします。)
3. 合格者情報等の取扱い
4. 代理店登録・届出の電子申請等における個人情報の取扱い
5. 募集人・資格情報システムの登載情報の取扱い

また、弊社は、保険募集人の適格性および資質を判断する参考等とするために、代理店廃止等情報制度および廃業等募集人情報登録制度において、損害保険会社等および生命保険会社等との間で、保険募集人に係る個人データを共同利用します(2013年7月1日以降に取得した個人データを対象とします。)

(4) 弊社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間を満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人データを国土交通省へ提供し、同省を管理責任者として同省との間で共同利用します。

※詳細につきましては国土交通省のウェブサイトをご覧ください。

7. 信用情報の取扱いについて

信用情報に関する機関(ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および弊社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。)から提供を受けた情報につきましては、保険業法施行規則第53条の9に基づき、返済能力の調査の目的に利用目的が限定されています。

弊社は、これらの情報につきましては、ご本人の返済能力に関する調査の目的以外には利用しません。

8. センシティブ情報の取扱いについて

弊社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する情報(本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第57条第1項各号もしくは同法施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、および、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。)を、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供しません。

個人情報への対応

9. 特定個人情報等の取扱いについて

特定個人情報等は、マイナンバー法により利用目的が限定されており、弊社は、その目的を超えて取得・利用しません。

弊社は、マイナンバー法で認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

10. ご契約内容および事故に関するご照会について

ご契約内容および保険金の支払内容に関するご照会については、保険証券に記載の弊社営業店または代理店もしくは最寄りの弊社営業店または代理店にお問い合わせください。ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応します。

11. 個人情報保護法に基づく保有個人情報および特定個人情報等に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等について

個人情報保護法に基づく保有個人情報および特定個人情報等に関する事項の通知、開示（第三者提供記録の開示を含む）・訂正等・利用停止等に関するご請求（以下、「開示等請求」といいます。）については、下記「14. お問い合わせ窓口」にご請求ください。ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、弊社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日回答します。利用目的の通知請求および開示請求については、弊社所定の手数料をいただきます。

開示等請求の詳細につきましては別紙②「開示等請求手続」をご覧ください。

12. 安全管理措置について

弊社では、個人情報および特定個人情報等の漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人情報および特定個人情報等の安全管理措置を講じます。具体的な安全管理措置の内容につきましては別紙③「安全管理措置」をご覧ください。

13. 仮名加工情報・匿名加工情報の取扱いについて

弊社は、仮名加工情報および匿名加工情報を適正に取り扱います。仮名加工情報および匿名加工情報の取扱いの詳細につきましては別紙④「仮名加工情報・匿名加工情報の取扱い」をご覧ください。

14. お問い合わせ窓口

弊社は、個人情報、特定個人情報等、仮名加工情報（個人情報であるものを除く）および匿名加工情報の取扱いに関する苦情およびご相談に対し適切かつ迅速に対応します。

弊社の個人情報、特定個人情報等、仮名加工情報（個人情報であるものを除く）および匿名加工情報の取扱いならびに個人情報、特定個人情報等および匿名加工情報の安全管理措置に関するご照会、ご相談は、下記までお問い合わせください。

また、弊社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品、サービスのご案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。ただし、保険契約の維持および管理、保険金のお支払等に関する連絡は対象なりません。

【お問い合わせ先】

○日新火災 テレホンサービスセンター

電話：0120-616-898

〈受付時間〉平日9:00～18:00／土日祝日9:00～17:00

○日新火災 お客さま相談室

電話：0120-17-2424

〈受付時間〉午前9時～午後5時

（土日祝祭日および年末年始を除く）

○弊社支店・支社・損害サービスセンター

電話番号は保険証券もしくは保険約款に記載しております。

〈受付時間〉午前9時～午後5時

（土日祝祭日および年末年始を除く）

住所および代表者の氏名等については会社概要のページをご覧ください。

15. 認定個人情報保護団体について

弊社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報、特定個人情報等および匿名加工情報の取扱いに関する相談および苦情を受け付けております。

【お問い合わせ先】

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

所在地：〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105

ワテラスアネックス7階

電話：03-4332-5241

（受付時間：午前9時15分～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く）

ウェブサイトアドレス (<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

別紙①「外国にある第三者への提供」

弊社は、以下のとおり、外国にある第三者に対してお客様の個人データを提供することがありますが、当該提供に関して参考となる情報を以下のとおりお知らせ致します。

なお、ここにいう「外国」からは、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等」である以下の国を除きます。

アイスランド、アイルランド、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニアおよびルクセンブルク

●相当措置を講じている第三者に対して個人データを提供する場合

弊社は、個人データの取扱いについて個人情報保護法に基づき講ずべき措置に相当する措置（以下「相当措置」といいます。）を継続的に講ずるために必要な基準に適合する体制を整備している第三者に対して個人データを提供する（委託および共同利用を含みます。）ことがあります。

当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置に関する情報の内容の提供を希望されるお客様は、開示等請求手続「4.お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

別紙②「開示等請求手続」

1. ご請求方法

個人情報保護法に基づく保有個人データの利用目的の通知、開示(第三者提供記録の開示を含みます。)、訂正等(訂正・追加・削除)または利用停止等(利用停止・消去・第三者提供の停止)をご希望される場合には、下記窓口までご請求下さい。弊社所定の請求書類をご送付申しあげますので、請求書類に必要事項を記入のうえ弊社指定の窓口までご送付ください。この際、ご請求者の本人確認およびご請求者の保有個人データまたは第三者提供記録の特定のために、以下の書類についてもあわせてご送付願います。請求書類等の送付に係る費用についてはご請求者のご負担となりますのでご了承ください。

(1) ご請求者がご本人の場合

- ・印鑑登録証明書(現住所が記載され、発行日から3か月以内のもの)の正本
- ・運転免許証、マイナンバーカード*またはパスポート等の公的機関が発行した書類の写し
- ・開示等請求をされる保険契約の保険証券の写し(保険契約者の場合のみ)

(2) ご請求者が代理人の場合

- ・上記(1)の本人確認書類
- ・代理人自身の印鑑登録証明書(現住所が記載され、発行日から3か月以内のもの)の正本
- ・代理人自身の運転免許証、マイナンバーカード*またはパスポート等の公的機関が発行した書類の写し
- ・法定代理人の場合は法定代理権があることを確認できる書類(戸籍謄本、後見開始審判書等)
- ・委任による代理人の場合は委任状

* 表面の写しのみ。通知カードは、単独では本人確認資料として利用することはできませんのでご注意ください。

2. 手数料

保有個人データの利用目的の通知および開示請求については、請求にかかる手数料として1,000円(消費税込)をご負担いただきます。

また、開示対象となるデータの加工等を含め、開示を実施するための費用が当該金額を上回ることが明白である場合は、開示の実施にかかる手数料として、ご請求内容に応じた実費相当額を追加でご負担いただきます。こちらについては、別途、事前に手数料額の見積もりをご連絡致します。

手数料は、弊社指定の口座にお振込みください。なお、振込手数料についてはご請求者のご負担となりますのでご了承ください。

3. 回答方法

お受けした開示等請求については、請求内容の確認・調査等を行い、手数料を要する請求については入金を確認させていただいたうえで、ご本人に対し、書面の交付による方法、電磁的記録の提供による方法その他当社所定の方法によりご回答申し上げます。代理人によるご請求の場合であっても法定代理人によるご請求の場合を除き、ご本人に対しご回答申し上げます。

開示等請求に応じることにより、ご本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、弊社の

業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合および法令に違反することとなる場合等ご請求に応じることができない場合がございますが、その場合にはその理由をご連絡申し上げます。

4. お問い合わせ窓口

(1) 電話でのご請求・お問合せ窓口

日新火災 お客様相談室

電話:0120-17-2424

〈受付時間〉午前9時～午後5時

(土日祝祭日および年末年始を除く)

(2) 請求書類送付先

日新火災海上保険株式会社 業務品質部 情報セキュリティグループ

所在地:〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3

別紙③「安全管理措置」

1. 基本方針の策定

個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「質問および苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定します。

2. 個人データの取扱いに係る規律の整備

取得・入力、利用・加工、保管・保存、移送・送信、消去・廃棄、漏えい事案等への対応の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について個人データの取扱規程を策定します。

3. 組織的安全管理措置

個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業員および当該従業員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法や取扱規程に違反している事実または兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備します。

4. 人的安全管理措置

個人データの取扱いに関する留意事項について、従業員に定期的な研修を実施します。

5. 物理的安全管理措置

- ・個人データを取り扱う区域において、従業員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施します。
- ・個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施します。
- ・個人データの破棄に当たっては、容易に復元不可能な削除や、データが記載または記録された媒体の物理的破壊を実施します。

6. 技術的安全管理措置

- ・情報システム(パソコン等の機器を含む。)を使用して個人データを取り扱う場合(インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。)、担当者および取り扱う個人情報デー

個人情報への対応

データベース等の範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行います。

- 個人データを取り扱う情報システムを使用する従業員が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証します。
- 個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入します。
- 情報システムの使用に伴う個人データの漏えい等を防止するための措置を講じ、適切に運用します。

7. 外的環境の把握

当社は、外国において個人データを取り扱っています。当社は、その個人データを取り扱う外国における個人情報の保護に關する制度を把握した上で安全管理措置を実施します。

別紙④「仮名加工情報・匿名加工情報の取扱い」

1. 仮名加工情報の取扱いについて

(1) 仮名加工情報の作成

当社は、仮名加工情報（法令に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報）を作成する場合には、法令で定める基準に従って、適正な加工を施します。

(2) 仮名加工情報等の安全管理措置

当社は、プライバシーポリシー「9.安全管理措置について」に定めるほか、仮名加工情報および当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等および個人識別符号ならびに加工の方法に関する情報（その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限ります。））について、法令の定めに基づき安全管理措置を講じます。

(3) 個人情報である仮名加工情報の取扱い

当社は、個人情報である仮名加工情報を取り扱う場合には、以下の対応を行います。

- プライバシーポリシー「2.個人情報の利用目的について」、「5.グループ会社および提携先企業との共同利用について」に掲げる利用目的に必要な範囲で、個人情報である仮名加工情報を利用し、利用目的を変更して他の目的で利用する場合には、変更後の利用目的を公表すること
- 仮名加工情報である個人データおよび削除情報等を利用する必要がなくなったときは、遅滞なく消去するよう努めること
- 法令に基づく場合、当社の業務遂行上必要な範囲内で委託先に提供する場合、合併その他の事由による事業の承継に伴って提供する場合、当社のグループ会社および提携先企業との間で共同利用を行う場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供しないこと
- 個人情報である仮名加工情報の元の個人情報に係る本人を識別する目的で他の情報と照合しないこと
- 個人情報である仮名加工情報の元の個人情報に係る本人への連絡等を行う目的で当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用しないこと
- その他、個人情報である仮名加工情報および匿名加工情報で

ある個人データを、法令に基づき許容される場合を除き、通常の個人情報および個人データと同様に取り扱うこと

(4) 個人情報でない仮名加工情報の取扱い

当社は、個人情報でない仮名加工情報を取り扱う場合には、以下の対応を行います。

- 法令に基づく場合、当社の業務遂行上必要な範囲内で委託先に提供する場合、合併その他の事由による事業の承継に伴って提供する場合、当社のグループ会社および提携先企業との間で共同利用を行う場合を除くほか、個人情報でない仮名加工情報を第三者に提供しないこと
- 取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他の仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じること
- 法令で定める基準に従って、個人情報でない仮名加工情報を取り扱う従業員に対し必要かつ適切な監督を行うこと
- 個人情報でない仮名加工情報の取扱いを委託する場合には、法令で定める基準に従って、委託先に対し必要かつ適切な監督を行うこと
- 個人情報でない仮名加工情報の元の個人情報に係る本人を識別する目的で他の情報と照合しないこと
- 個人情報でない仮名加工情報の元の個人情報に係る本人への連絡等を行う目的で当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用しないこと

(5) 変更後の利用目的

該当なし

2. 匿名加工情報の取扱いについて

(1) 匿名加工情報の作成等

当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成等する場合には、以下の対応を行います。

- 法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- 法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えい等を防止するために安全管理措置を講じること
- 作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- 作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと
- 第三者から匿名加工情報を取得した場合は、元の個人情報に係る本人を識別する目的で、削除した情報や加工の方法に関する情報を取得し、または他の情報と照合しないこと

(2) 匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

3. お問い合わせ

当社は、匿名加工情報および仮名加工情報の取扱いに関する苦情およびご相談に対し適切かつ迅速に対応します。お問い合わせ先については、開示等請求手続「4.お問合せ窓口」をご覧ください。

勧誘方針

当社では、お客さまに対する商品の販売・勧誘活動を適正に行うため、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」を遵守するとともに、同法に基づき以下の勧誘方針を定め、全国の店舗で公表しています。

また、当社代理店にも同法の遵守および勧誘方針の策定、公表を指導しています。

勧 誘 方 針

お客さまへの販売・勧誘にあたって

お客さまの視点に立ってご満足いただけるように努めます

保険その他の金融商品の販売にあたって

- お客さまの商品に関する知識、購入経験、購入目的、財産状況など、商品の特性に応じた必要な事項を総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に沿った商品の説明および提供に努めます。
- お客さまにご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。
- お客さまに商品についての重要事項を正しくご理解いただけるように努めます。また、販売形態に応じて適切な説明に努めます。

各種の対応にあたって

- お客さまからのお問い合わせには、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。
- 保険事故が発生した場合には、迅速・適切・丁寧な対応と保険金等の適正なお支払いに努めます。
- お客さまのご意見・ご要望を商品開発や販売活動に生かしてまいります。

各種法令を遵守し、保険その他の金融商品の適正な販売に努めます

- 保険業法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、消費者契約法、金融商品取引法、個人情報の保護に関する法律、その他の関係法令等を遵守します。
- 適正な業務を確保するために、社内体制の整備や販売にあたる者の研修に取り組みます。
- お客さまのプライバシーを尊重するとともに、お客さまに関する情報については、適正な取扱いおよび厳正な管理をいたします。
- 未成年の方、特に満15歳未満の方を被保険者とする保険契約等については、保険金の不正取得を防止する観点から適切な募集に努めます。

※以上の方針は「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」(平成12年法律第101号)に基づく弊社の「勧誘方針」です。

募集制度

当社が取り扱っている保険商品のほとんどが、当社と代理店委託契約を結んでいる代理店を通じて販売されています。

当社では、全国約7,900店の代理店が、安心を実感していただける的確で誠実な対応を常に心がけ、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスを提供しています。

代理店の役割と業務内容

代理店は、損害保険会社との間で締結した代理店委託契約に基づき、保険会社に代わって、保険契約の募集・締結を行い、保険料を領収することを基本業務としています。代理店の最も大切な役割は、お客さまを取り巻くさまざまな危険に対して最適な保険を提供し、お客さまに“あんしん”をお届けすることです。また、災害や事故が発生した場合には、お客さま一人ひとりに寄り添った対応に努め、一刻も早く保険金が支払われるよう保険金のご請求についてのアドバイスをするなど、お客さまにとって一番身近な存在としてお客さまをサポートしています。

代理店の登録・届出

代理店を始めるには保険業法第276条に基づいて内閣総理大臣の登録を受ける必要があります。また、保険募集を行う募集人は、同法第302条に基づいて内閣総理大臣に届出をすることが義務づけられています。

代理店数

当社の代理店数は、下表のとおりです。

2023年度末	2024年度末	2025年度末
10,417店	9,963店	7,880店

代理店の教育

当社の代理店は、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスを提供し、安心と補償をお届けする大切な役割を担っています。当社は、代理店に所属する募集人が必要な最新の知識・能力を習得し、その資質を向上させるための募集人教育を実施しています。

募集人教育(資格制度・講習制度)

(1) 損害保険募集人一般試験

募集人は、お客さまの利益を損なうことなく、適正な保険募集を行うために必要な知識を十分に身に付ける必要があります。一般社団法人日本損害保険協会では、各募集人が保険

募集に関する知識を確実に身に付け、お客さまのニーズに応じたわかりやすい説明を行うことができるよう、「損害保険募集人一般試験」を実施しています。

本試験制度は、「基礎単位」と「商品単位」で構成されており、いずれも5年ごとの更新制となっています。「基礎単位」は、損害保険の基礎やコンプライアンス等の保険募集のための基礎的な知識の習得を目的としており、この「基礎単位」の試験に合格しなければ、代理店登録または募集人届出ができないこととされています。また、募集人は、取り扱う保険商品に応じた「商品単位」の試験に合格しなければ、当該保険商品の取り扱いができないこととされています。

(2) 損害保険大学課程

損害保険募集人一般試験に合格した募集人向けに、損害保険の募集に関する知識・業務のさらなる向上を図ることを目的として、一般社団法人日本損害保険協会が運営する「損害保険大学課程(専門コース、コンサルティングコース)」を導入・実施しています。

(3) 当社独自の実務講習制度

募集人が当社の商品を販売するにあたり、お客さまのニーズにあった商品を提供するなど、適切な保険募集を行う募集人を育成するため、当社の商品内容を学ぶ実務講習を実施しています。

各種研修・セミナーの開催

当社は代理店としての商品知識、事故対応力、販売手法、経営手法等の習得、経験交流を目的とした各種の研修やセミナーを開催しています。

代理店の育成

当社は、お客さまのさまざまなニーズに応えられる、優れた代理店の新設や育成に力を入れています。新設代理店は、まず、基本的な商品知識や業務知識を習得し、保険募集を行います。さらに、より高度な商品知識を習得することで契約の取り扱いが増え、当社の契約募集の中核となる代理店に成長させていきます。

リスクアドバイザー社員制度

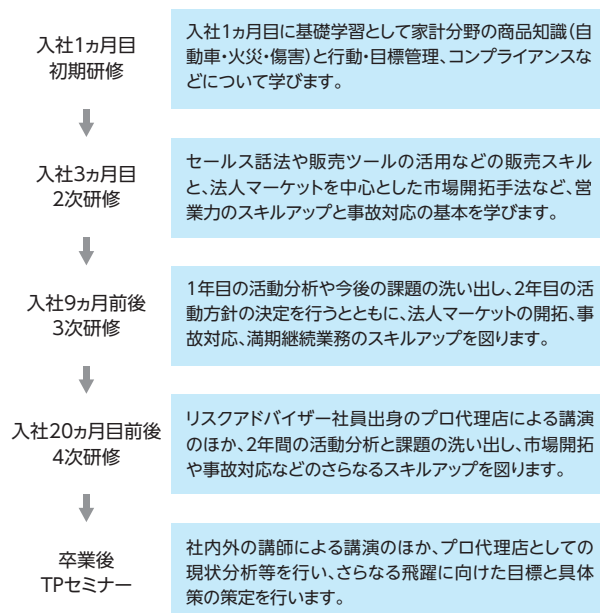
当社のリスクアドバイザー社員制度は、保険のプロを目指す方に、一定期間当社にリスクアドバイザー社員として勤務いただき、契約募集およびこれに関連する業務に従事しながら、保険販売に必要なさまざまな知識と実務を習得いただく制度です。

このリスクアドバイザー社員制度には、プロ代理店として独立を目指す最長37ヵ月の独立型コースのほか、主力プロ代理店の後継者を育成する最長25ヵ月の後継者コースや、代理店から新規募集人の方に出向いただく最長25ヵ月の出向型コースをご用意しています。いずれも、節目ごとの本社集合研修と所属支店による課題に応じた個別指導で、必要な知識とスキルの習得をバックアップしています。

こうした育成カリキュラムを修了したリスクアドバイザー社員は、損害保険のプロフェッショナルとして全国各地で活躍し、当社代理店の中核に育っています。

〈育成カリキュラム〉

入社と同時に本社研修スタッフ、所属の事業部スタッフ、支店社員が連携して、個々のリスクアドバイザー社員に応じた教育をスタートいたします。



※後継者コースと出向型コースは3次研修までの受講となります。

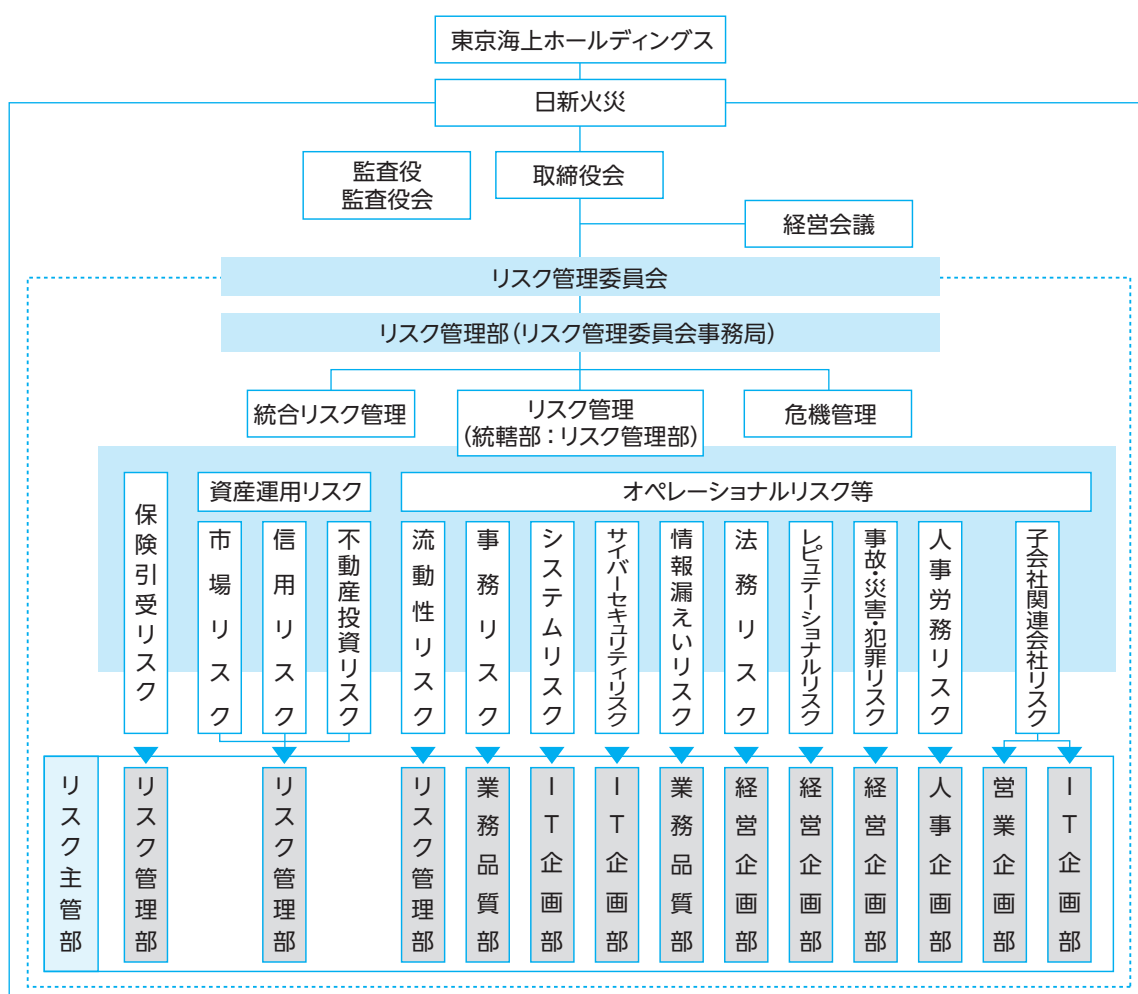
※ERM : Enterprise Risk Management

リスク管理態勢

■ リスク管理基本方針およびリスク管理委員会

当社では、財務の健全性と業務の適切性を確保することを目的に「リスク管理基本方針」を定め、当社のリスク管理に

関する基本的な事項を明確化するとともに、リスク管理全般を推進するために取締役会委員会として「リスク管理委員会」を設置しています。



「リスク管理基本方針」に基づき、当社の業務遂行に伴い発生するリスクを特定し、各リスクについて個別に「リスク管理方針」および主管部署（リスク主管部）を定め、リスクの洗い出しおよび特定、リスクの評価、リスクの制御、コンティンジェンシー・プランの策定、リスクのモニタリングという一連のプロセスを通じてリスク管理を実施しています。リスクの洗い出しおよび特定は、エマージングリスク*も含めて実施しています。

また、当社の財務の健全性、業務継続性等に極めて大きな影響を及ぼすリスクは「重要なリスク」として特定・評価の上、管理計画を策定して対応しています。これらはリスク管理委員会で審議するとともに、取締役会等に報告を行っています。

※エマージングリスク

環境変化等により、新たに現れてくるリスクであって従来リスクとして認識していないリスクおよびリスクの程度が著しく高まったリスク

✦ 統合リスク管理方針

当社では、格付の維持と倒産防止の観点ならびに当社およびその子会社全体での資本の有効活用を図る観点から、「統合リスク管理方針」に基づき、資本・リスクを一元的に管理する統合リスク管理を行っています。なお、統合リスク管理は当社を含む東京海上グループ全体で運営しており、この枠組みの中で当社の統合リスク管理態勢を整備しています。

当社およびその子会社が保有するリスクについて、所定のリスク保有期間および信頼水準に基づき、発生する可能性のある潜在的な損失額を定量化しています。定量化の手法としてはバリューアットリスク（VaR）というリスク指標を採用しています。定量化されたリスクをもとに各事業分野に資本を配分するとともに、その範囲内で適切な事業運営を行っています。リスクが顕在化した場合においても資本の範囲内で損失を吸収できるよう、適切にリスクをコントロールしています。

また、大規模な自然災害や金融市場の混乱等、経済的損失が極めて大きいと想定しているシナリオを用いたストレステストを実施することにより、事業継続の検証を行い、資本の十分性および資金の流動性に問題がないことを確認しています。

✦ 危機管理方針

当社では、お客さま・代理店等のステークホルダーとの関係に重大な影響が生じる、または当社業務に著しい支障が生じるような緊急事態が発生した場合の基本方針として、「危機管理方針」を定めています。

緊急事態が発生した場合は、この「危機管理方針」に基づき社長を本部長とする対策本部を設置するなど、緊急事態下に必要な情報収集と具体的な対応策の企画・立案・指示・実施を行う態勢としています。

✦ 個別リスク管理

「リスク管理基本方針」で定める個別のリスクの中でも特に保険引受リスクと資産運用リスクについては、収益の源泉としてコントロールするリスクであると認識し、リスクとリターンのバランスを勘案したリスク管理を行っています。また、事務リスク、システムリスク等事業活動に付随して発生するリスク（オペレーショナルリスク等）の管理としては、そのリスクの所在を明らかにし、リスクの発現防止、軽減等を行っています。2025年度は、サイバーセキュリティリスクの高まりをふまえて「サイバーセキュリティリスク管理方針」を新設し、代理店を含む委託先管理態勢の強化や第2線の態勢整備を進めています。

上記により、当社全体として適切なリスク管理を実践し、経営の安定化を図っています。

1. 保険引受リスク

保険引受リスクは、①商品開発リスク（商品の開発または改定を行うにあたり、適切な保険約款、保険料率の設定がなされないこと等により損失を被るリスク）、②元受保険引受リスク（保険契約の引受にあたり、引受方針等が適切に設定されないことや引受規程を逸脱した引き受けがなされること等により損失を被るリスク）、③再保険等リスク（保有するリスクに応じた再保険等の適切な手配がなされないこと等により損失を被るリスク）の3つからなります。

当社では、商品部門が商品の開発や改定、引受条件の設定を行うにあたり、関係部門による協議体制を構築し、複数部門による検証・検討を行うとともに、商品の開発・改定後の販売環境や収支の状況等をふまえ、必要に応じて保険料率水準を見直すなど、適切な対応策を実施しています。また、再保険等の手配により、引き受けたリスクの平準化や分

リスク管理

散を図っています。再保険についての詳細はP.65をご参照ください。

商品部門から独立したリスク管理部門は、これらリスク管理の実施状況をモニタリングし、リスク管理委員会等に報告するとともに、リスク管理手法の検証や見直しを適時に行っています。

2. 資産運用リスク

資産運用リスクは①市場リスク、②信用リスク、③不動産投資リスクの3つからなります。①市場リスクは金利・為替・株価等の市場変動、②信用リスクは個別与信先の信用力の変化、③不動産投資リスクは賃貸料等の変動により不動産にかかる収益が減少する、または不動産の価格変動に伴い、それぞれポートフォリオの価値が下落するリスクをいいます。

当社では、取締役会にて制定した「資産運用リスク管理方針」に基づき、運用部門から独立したリスク管理部門が、定性・定量の両面から資産運用リスク管理を実施しています。

具体的には、運用部門が市場環境等をふまえて策定する資産運用計画について、リスク管理部門はその内容をリスク管理の観点から検証するほか、運用部門が投資可能商品や各種限度額等について明文化している「資産運用ガイドライン」の策定にあたっては、リスク管理部門はその内容を確認し、承認を行うなど、運用部門に対してけん制機能を発揮しています。

リスク管理部門では、「資産運用ガイドライン」を含めた資産運用リスク管理に関する規程の遵守状況をモニタリングし、重要性に応じてリスク管理委員会等に報告するとともに、リスク管理手法の検証や見直しを適時に行っています。

3. オペレーショナルリスク等

▶▶流動性リスク

流動性リスクは、①資金繰りリスク、②市場流動性リスクの2つからなります。①資金繰りリスクは、当社の財務内容の悪化や巨大災害による支払保険金の増加等を原因として資金流入の減少または資金流出の増加が生じることにより、当社が債務を履行できなくなるリスク、または資金の確保にあたり通常よりも著しく高いコストでの調達もしくは著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。②市場流動性リスクは、市場の混

乱等により市場において取引ができず、または通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、損失を被るリスクをいいます。

▶▶事務リスク

事務リスクとは、社員・代理店等の不適正な事務処理や事故・不正等により損失を被るリスクです。当社では、事務処理の厳正化に向けて、各種規程の整備や事務処理部門における実務研修、チェック・サポート体制等を強化しています。また、内部監査を全社において実施するなど、リスクの防止・縮減に向けた取り組みを推進しています。

▶▶システムリスク

システムリスクとは、システム開発のミスや遅延、システム運用の誤り、システムトラブル等により損失を被るリスクです。当社では、システムリスクを「IT投資リスク」「IT開発リスク」「ITインフラリスク」等に分類し、IT投資・開発に係る検討体制の強化、テスト・モニタリングの強化、社外とのネットワーク接続面を含めた多層防御などのさまざまなセキュリティ対策の強化等、リスク特性に応じた手法によるリスク管理を実施しています。さらに地震等の有事・災害対策としてバックアップセンターを設置し、メインセンターが被災した場合の迅速なシステム復旧体制を構築しています。

▶▶サイバーセキュリティリスク

情報通信ネットワークや情報システムへの不正アクセスによる侵入や大量通信によるサービス妨害などのサイバー攻撃により、機密性、完全性、可用性が毀損することで、当社が損失を被るリスクをいいます。

▶▶その他のリスク

当社では、前記のリスクのほかに「情報漏えいリスク」「法務リスク」「レピュテーションリスク」「事故・災害・犯罪リスク」「人事労務リスク」「子会社関連会社リスク」についてもそれぞれ管理ルールを定め、リスクに応じた手法によるリスク管理を実施しています。

健全な保険数理に基づく第三分野保険の責任準備金の確認についての合理性および妥当性

1. 第三分野保険における責任準備金の積み立ての適切性を確保するための考え方

保険業法第121条第1項第1号に基づき、保険計理人は第三分野保険を含む各種保険の責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかを確認しています。この確認は、関係法令のほか公益社団法人日本アクチュアリー会が定める「損害保険会社の保険計理人の実務基準」に基づき行っています。また、長期(保険期間1年超)の第三分野保険に関しては、平成10年大蔵省告示第231号に基づくストレステストをリスク管理部門が実施しています。さらに、その結果を保険計理人が検証することで、責任準備金の十分性を確認しています。

2. ストレステストにおける危険発生率の設定水準の合理性および妥当性

ストレステスト実施においては、平成10年大蔵省告示第231号に基づき、実施要領を定めています。具体的には、ストレステストにおける危険発生率は、実績の発生率を基礎として将来10年間に見込まれる支払保険金を99%の信頼度でカバーする水準としています。

3. ストレステストの結果

ストレステストの結果、長期の第三分野保険の2025年度末(令和7年度末)責任準備金は不足していないことが確認できたため、ストレステストに基づく責任準備金の積み立ては行っていない。

資産運用

資産運用方針

当社は、安全性、収益性および保険金等のお支払いに備えた流動性のみならず、社会・公共性に資するような資産運用を行っています。

そのため、資産・負債総合管理(ALM: Asset Liability Management)を軸として、保険商品の特性をふまえた適切なリスクコントロールのもとで、長期・安定的な収益確保および効率的な流動性管理を目指した取り組みを行っています。

■保険負債対応資産

お客さまに保険金をお支払いする商品の運用については、保険負債対応資産として、保険商品の持つ負債特性や、将来の保険金を確実にお支払いするための収益性・流動性等をふまえた、中長期的に目指すポートフォリオを軸とした運用を行っています。具体的には、高格付債券を中心とした金利資産を保有することで、保険負債が抱える金利リスクを適切にコントロールしつつ、一定の信用リスクをとる運用を行っています。また、外国証券投資等も活用しながら、国内外でのリスク分散と運用手法の多様化を図ることで、中長期的な収益確保を目指しています。

■積立勘定資産

満期返れい金という形でお客さまにお支払いする商品については、その積立資産を積立勘定資産として他の資産と区分し、厳格なALM運用により金利リスクを円金利資産で適切にコントロールし、安定的な剰余の価値(運用資産価値－保険負債価値)の拡大を目指しています。

■その他の資産

その他の資産の運用については、運用収益を安定的に拡大し、財務基盤の健全性確保を図りつつ、総合的に当社の企業価値の向上に資することを目指しています。政策保有株式については、引き続き削減に努めています。

情報開示

当社は、お客さまをはじめとするあらゆるステークホルダーの皆さまから適正に評価いただくために、当社に関する重要な情報(財務的・社会的・環境的側面の情報を含む)の公正かつ適時・適切な開示に努めています。

ホームページ

■ 日新火災ホームページ

<https://www.nisshinfire.co.jp/>

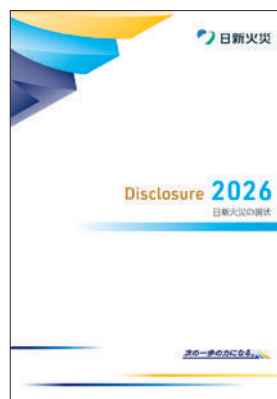
商品・サービス、各種手続きのご案内等の情報を掲載しています。各コンテンツとも、お客さまにとってのわかりやすさを追求しています。また、当社が発表しているニュースリリースもご覧いただけます。



ディスクロージャー誌

当社の事業活動についてご理解いただくために、毎年「日新火災の現状」を作成しています。当社の概要、業績の概況をはじめ、経営方針、当社の取り組み、決算・財務情報についてわかりやすく説明しています。

また、当社の持株会社である東京海上ホールディングスでは、ステークホルダーの皆様向けに「統合レポート(東京海上ホールディングス ディスクロージャー誌)」を作成しています。



東京海上グループ サステナビリティレポート

東京海上グループでは、サステナビリティの取り組みを、あらゆるステークホルダーの皆様にご報告することを目的として、コミュニケーションツールを作成しています。「サステナビリティレポート」(PDF版)は、東京海上ホールディングスのサステナビリティ戦略をデータとともに詳しくまとめたもので、パソコンやタブレットからでも閲覧しやすいA4横のPDF版で作成しています。



サステナビリティの考え方

当社の事業活動は、多くのステークホルダーの皆様からのご支持があつてこそ成り立つものです。当社では、サステナビリティの取り組みは「経営理念の実践」そのものであるととらえ、「東京海上グループ サステナビリティ憲章」に基づきサステナビリティを徹底的に実践していくことで、ステークホルダーの皆様提供価値を高めていきたいと考えています。

東京海上グループ サステナビリティ憲章

東京海上グループでは、サステナビリティを実践するための行動指針として、「東京海上グループ サステナビリティ憲章」を定めています。

東京海上グループ サステナビリティ憲章

以下の行動原則に基づいて経営理念を実践し、社会とともに持続的成長を遂げることにより、「企業の社会的責任(CSR)」を果たします。



商品・サービス

- ・ 広く社会の安心と安全のニーズに応える商品・サービスを提供します。



人間尊重

- ・ すべての人々の人権を尊重し、人権啓発に積極的に取り組みます。
- ・ 安全と健康に配慮した活力ある労働環境を確保し、人材育成をはかります。
- ・ プライバシーを尊重し、個人情報管理を徹底します。



地球環境保護

- ・ 地球環境保護がすべての企業にとって重要な責務であるとの認識に立ち、地球環境との調和・環境の改善に配慮して行動します。



地域・社会への貢献

- ・ 地域・社会の一員として、異なる国や地域の文化や習慣の多様性を尊重し、時代の要請にこたえる社会貢献活動を積極的に推進します。



コンプライアンス

- ・ 常に高い倫理観を保ち、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスを徹底します。



コミュニケーション

- ・ すべてのステークホルダーに対して、適時適切な情報開示を行うとともに対話を促進し、健全な企業運営に活かします。



「持続可能な開発目標(SDGs)」は、世界が2030年に向けて、貧困や飢餓、エネルギー、技術革新、気候変動等の課題を解決し、持続可能な発展を実現するための目標です。

東京海上グループは、あらゆる事業活動を通じて、気候変動や自然災害、人口動態変化、技術革新、格差拡大等の課題解決に取り組んでおり、これからも、ステークホルダーの皆様と連携・協働し、保険・リスクマネジメントの専門性を活かし、SDGsの達成に貢献していきます。

東京海上グループ サステナビリティ関連方針

東京海上グループは、環境基本方針・人権基本方針を2021年12月に制定し、環境・人権課題の解決や価値共創に向けた取り組みを推進するとともに、環境・社会に対して負の影響を与えるリスクの適切な把握・管理に努めています。これらを適切に把握し管理するため、リスクの性質、重大性、ステークホルダーからの要請等をふまえて、環境・社会リスクを特定し、当該リスクが発生する

可能性の高いセクターを特定しています。また、ビジネスパートナーの皆様とともに、公平・公正な取引や人権尊重、環境保護、情報セキュリティ等に取り組んでいくための行動規範である、責任ある調達に関するガイドラインを制定し、バリューチェーン全体を通じて責任ある調達および調達慣行を推進しています。



環境基本方針

www.tokiomarinehd.com/sustainability/environment.html



人権基本方針

www.tokiomarinehd.com/sustainability/management/humanrights.html



環境・社会リスクへの対応方針

www.tokiomarinehd.com/sustainability/management/environmental_social_risks.html



責任ある調達に関するガイドライン

www.tokiomarinehd.com/sustainability/procurement.html

外部イニシアティブへの参加



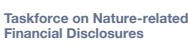
東京海上グループは、「持続可能な開発目標(SDGs)」達成にも貢献するべく、国連グローバル・コンパクト(UNGC)が提唱する行動10原則に賛同するなど、グループ経営理念と共通する国内外のイニシアティブへの参加を通じ、さまざまなステークホルダーとともに、安心・安全でサステナブルな未来づくりを推進しています。

主な参加イニシアティブ

UNGC、国連環境計画・金融イニシアティブ、持続可能な保険原則、国連が支援する責任投資原則、国連防災機関民間セクター・アライアンス、Partnership for Carbon Accounting Financials (PCAF)、自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)フォーラム、生物多様性のための30by30アライアンス、CDP、環境省・21世紀金融行動原則 等



Signatory of:



サステナビリティの考え方

サステナビリティ推進体制

当社は、サステナビリティに関する重要課題の方針、計画、取組状況などについて取締役会にて審議しています。また、経営企画部では、サステナビリティ戦略の策定・推進に加え、各部店におけるサステナビリティの推進役「サステナキーパーソン」とともに社員の地域・社会貢献活動参加率延べ100%達成を含む全社員参加型のサステナビリティ取り組みを推進しています。

当社のサステナビリティの取り組み

当社は、「リテールのお客さま一人ひとりに寄り添い“あんしん”をお届けする」というパーパスを念頭に、社会課題の解決と当社の成長の双方を実現する好循環を実現していきます。

1. 未来世代への育成支援



■中学生向けキャリア教育の支援

中学生向けキャリア教育の一環として、株式会社地域新聞社(代表取締役社長:細谷佳津年)が発行している、お仕事紹介冊子「発見たんけん10年先のジョブノート(キャリア教育副教材)(*)」に出稿しています。2025年6月~2026年1月に千葉県・埼玉県9校の中学校へ出向き、当社独自のキャリア教育「出前授業」を実施しました。



社員が講師となり、業界や担当業務、また自転車をテーマに交通安全ルールと保険について講義をしました。業界を知り、業務のやりがいに触れ損害保険を身近に感じることで、中学生の将来の選択肢を広げる機会としています。

また、グループワークでは地元の道路を題材に、潜む危険を洗い出し、改善案の発表を行い事故防止の啓発にも繋がっています。

(*)本冊子は地元企業の紹介や実際に働く人の声を掲載。千葉県・埼玉県公立小中学校を対象に無料で配布されています。



■高校生向けキャリア教育の支援

高等学校における損害保険に関する教育の実態調査においては、損害保険教育が必要と回答した高校教員が5年連続で増加しています(2025年度一般社団法人日本損害保険協会調べ)。そのような背景から、当社は、若者向けキャリア教育およびキャリア支援活動のパートナーとして2023年10月より一般社団法人HASSYADAI social(代表理事:勝山恵一・三浦宗一郎、以下「ハッシャダイソーシャル」)との連携を開始しています。



2024年12月、ハッシャダイソーシャルの取り組みである「ハッシャダイスクール」(*1)が、キャリア教育アワードのコーディネートの部において「最優秀賞」(経済産業省大臣賞)を受賞されました。当社は「お仕事図鑑」(*2)に参画し、学生時代から社会人までの経験や、損害保険業、担当業務について講義をしました。進路への悩みや働くことへの不安を抱える若者に対し、ロールモデルと出会うきっかけを届ける機会を提供しています。



(*1)進路を選択する際に生じる格差を解消し、すべての若者が自らの人生を選べるよう応援することを目的とした4つのプログラム
1.Choose Your Life! 講演、2.お仕事図鑑、3.児童養護施設・少年院での活動、4.「スナックハッシャダイ」の総称です。

(*2)お仕事図鑑は、各業界をリードする企業や、地域に根差した伝統産業を支える企業と連携した、様々な職業や生き方を届けるための高校生向けキャリア教育プログラムです。『知らないから、選べないをなくす』のコンセプトのもと、“知る”ことから興味関心を広げ、自らのキャリアについて考える姿勢を育み、主体的なキャリア選択の機会を広げることをねらいとする取り組みです。全国の高校生に対しプログラム・講演実績のあるハッシャダイソーシャルが、各高校のキャリア教育の時間を活用し、日本の各種業界の企業、団体と連携し、その業界の歴史、文化、そこで働く人々の想いを次世代の若者に伝えています。

2.災害レジリエンス向上支援



■減災・防災の支援

災害レジリエンスを向上し、持続可能な社会を実現するため、2023年2月より当社は株式会社ソマノベース(代表取締役:奥川季花、以下「ソマノベース」)の「MODRINAE」を導入しています。



ソマノベースは「土砂災害による人的被害をゼロにする」というビジョンを掲げ、2021年5月に設立された和歌山県田辺市のベンチャー企業で、森林に関わるプロダクト・サービスであるMODRINAEを提供しています。MODRINAEは、「2年間」という決められた期間で、どんぐりから苗を育て、森に戻し、災害リスクの低い山づくりに貢献しています。ソマノベースの「災害を無くしたい」という思いと、当社の「“あんしん”をお届けしたい」という思いが重なり、今では累計約90本の苗木が育っています。

当社の全国の拠点で育てた苗を、和歌山県田辺市内で開催された「Scrap and Reforest」にて植樹しました。



サステナビリティの考え方

3. 障がい者スポーツ支援



東京海上グループは、すべての人がそれぞれの個性を尊重して活躍できる共生社会づくりに取り組んでおり、障がいを超えて挑戦を続けているアスリートをサポートしています。

■障がい者スポーツを「知る」「見る」

当社においても、障がい者スポーツの試合観戦や、障がい者スポーツに関する講演会への参加を推進しており、これらをきっかけとした、多様な個性を尊重し合う企業文化の醸成を目指しています。

■アンプティサッカー協会の支援

2018年8月より「特定非営利活動法人日本アンプティサッカー協会」とパートナーシップ契約を締結しています。当社にはアンプティサッカーの新井誠治選手が社員として在籍しており、これまでもアンプティサッカーと近い関係にありましたが、障がい者スポーツに関する取り組みをさらに推進し、その関係を深めるため、パートナーとして支援しています。



4. 健やかで豊かな生活の支援

■日新火災withCaNday

保険事業にとどまらない形で、これからの地球や社会で生きていく人々にとっての“あんしん”をお届けすることを目的に、オウンドメディア「日新火災 withCaNday」を通じて、日常で簡単にできるサステナブルなアクションを発信しています。



暮らしに役立つサステナブルな情報を発信中!

<https://canday-note.nissshinfire.co.jp/>

2025年1月に「Green Ponta Action」(株式会社ロイヤリティマーケティング)への記事連携を開始しました。

また定期的にイベント開催等も行っており、社員の「新しい持ち主に使ってもらいたい品物」を持ち寄り、「チャリティーバザー!withCaNday〜つくる責任、つかう責任(SDGs 目標12)を考えよう〜」を4年連続で開催しました。この取り組みにより、リユースを通じた資源の有効活用にも貢献しています。



■ヘルメットリサイクルプログラム

2024年9月より、グローバルなリサイクル企業である米テラサイクルの日本法人テラサイクルジャパン合同会社(代表:浪花優子)と協働し、プラスチック製のヘルメットを回収する「ヘルメットリサイクルプログラム」を開始しました。当社は、このプログラムにより、リサイクルがまだ広く浸透していないヘルメットについて地域のリサイクルルートを補います。また、一般的に耐用年数が3～5年とされるヘルメットの適切なタイミングでの交換を促し、事故防止の啓発に貢献していきます。



5. 環境負荷削減の取り組み



■事業活動に伴う環境負荷の低減

東京海上グループの方針・計画に沿って、電気、紙、ガソリン等の使用量について削減目標を定めており、具体的な行動計画のもと、環境負荷の低減に取り組んでいます。

■紙資源の利用を大幅に削減し、自然環境の保全に貢献する「約款」「契約確認」のWeb化

紙の保険約款に代えてWeb上で参照いただく「インターネット約款」、紙証券の発行に代えてWeb上で契約(変更)内容をご確認いただく「インターネットによる契約確認サービス(My日新)」等による紙資源の節約に取り組んでいます。2025年度は、収益の一部である1,253,382円をケニア共和国の環境保護活動家・故ワンガリ・マータイ氏が始めたグリーンベルト運動(植林活動)に活用していただくため、毎日新聞社に寄託しました。

6. 地域・社会貢献の取り組み



■社員参加型の社会貢献活動の推進

社員参加型の社会貢献活動として、清掃活動等の地域・社会との調和を図る取り組みを実施しています。当社は、今後も社員へ社会貢献に対する意識啓発を行うとともに、積極的な社会貢献活動を続けていきます。



東京本社ビルにおける清掃活動

■企業献血等の実施

東京本社・さいたま本社において企業献血を行うなど、献血に係る取り組みを実施しています。

■使用済み切手等の収集・寄贈

全国の各拠点、および当社代理店にて収集した使用済み切手を「公益社団法人日本キリスト教海外医療協力会」に寄贈しています。2025年度は16.5kgの使用済み切手を寄贈しました。使用済み切手は、海外の保健医療事情に恵まれない地域へ医師や看護師・保健師等の医療従事者を派遣するための費用や、現地の医療従事者に対する学資援助の資金として役立てられます。

■使い捨てコンタクトレンズの空ケースリサイクル活動

「HOYA株式会社」が取り組んでいる「アイシティecoプロジェクト」に参加しており、全国の各拠点にて使い捨てコンタクトレンズの空ケースを収集しています。これらはリサイクルにより再資源化され、その対価は「公益財団法人日本アイバンク協会」において、視力を再び取り戻したいと願う人たちのために役立てられています。2025年度は134.4kgの使い捨てコンタクトレンズの空ケースを寄贈しました。

サステナビリティの考え方

損害保険業界としての普及啓発・理解促進活動および社会貢献活動

当社は、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、損害保険の普及啓発・理解促進活動に取り組んでいます。

また、事故、災害および犯罪の防止・軽減に向けて、さまざまな社会貢献活動を推進しています。2015年9月に国連サミットにて採択されたSDGs (Sustainable Development Goals) の達成にも貢献しています。

普及啓発・理解促進



消費者のリスク認識の一層の高揚を図り、損害保険の仕組みや役割を理解した上で、適切かつ有効に活用いただけるよう、下記のツールや活動を通じて「損害保険リテラシー」の向上に取り組んでいます。

- そんぽ学習ナビ
- 講師派遣活動
- 各種教育副教材の提供

地震保険の普及・啓発



地震保険は、地震・噴火・津波による建物・家財の損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の生活再建資金を確保し、生活の安定に寄与する役割を担っています。損害保険業界では、消費者向けの啓発、地震保険を募集する損保代理店の支援などを通じて、地震保険の理解促進および加入促進を図っています。



自賠責保険の普及・啓発



自賠責保険制度の理解促進および保険加入漏れ防止のため、広告の掲出などマスメディアを通じた「自賠責保険広報活動」を実施しています。

消費者行政機関等との対話・交流



各地域の消費者行政機関や消費者団体との対話・交流を通じた意見・情報交換を実施しています。

交通安全対策



(1) 交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険の運用益を自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

(2) 交通安全啓発活動

- 交差点事故低減に向けて、「全国交通事故多発交差点マップ」を損保協会ホームページに公開しています。
- 自転車事故による高額賠償事例や自転車事故に備える保険などを紹介した冊子と事故防止の啓発チラシを作成し、自転車事故の防止を呼びかけています。
- 反射材つき啓発チラシの提供や映像コンテンツの公開等を通じて、高齢者の交通事故防止を呼びかけています。
- 飲酒運転防止の教育・研修で使用する手引きとして「飲酒運転防止マニュアル」を作成し、飲酒運転による事故のない社会の実現に向けて啓発活動を行っています。
- 後部座席シートベルト着用推進チラシを作成し、損保協会ホームページで公開しています。



防災・自然災害対策



(1) 地域の安全意識の啓発

- ・ 幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」を作成しています。
- ・ 小学生向け安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の取り組みや学べる事前学習型の教材(手引き)を作成し安全教育を推進しています。
- ・ 自然災害によるリスクや備えを学んでもらうため、中学生・高校生向けの「防災教育副教材」を作成し、防災教育を推進しています。

(2) 地域の防災力・消防力強化への取り組み

- ・ 小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国の自治体や離島に寄贈しています。
- ・ 総務省消防庁と共催で「全国統一防火標語」を掲載した防火ポスターを作成し、防火意識啓発・PR等に使用されています。
- ・ 水害発生時の個人の防災計画を作成するWebコンテンツ「そんぽデジタル・マイ・タイムライン」や「ハザードマップと一緒に読む本」、動画で学べるコンテンツ等を損保協会ホームページに公開しています。
- ・ 「そんぽ防災Web」を通じて、防災に役立つ情報やツールを提供しています。

不正請求対策



(1) 自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に2001年の発足当初から参画していることに加え、各地で啓発活動を実施し、自動車盗難防止対策に取り組んでいます。

(2) 住宅修理業者に関するトラブルへの注意喚起

住宅修理(リフォーム)に関し、「保険が使える」などと言って勧誘する業者とのトラブルが急増しているため、消費者庁・金融庁・警察庁・独立行政法人国民生活センターおよび一般社団法人日本損害保険代理業協会の協力を得て、注意喚起チラシを作成しています。



(3) ロードサービス業者に関するトラブルへの注意喚起

インターネット広告に表示されたロードサービス業者との消費者トラブルが急増しています。トラブルに巻き込まれないために、事故だけでなく自動車の故障の場合でも、自動車保険を契約している損害保険会社または保険代理店に連絡するよう、消費者へ注意を呼びかけています。

(4) 保険金不正請求ホットラインの運営

「保険金不正請求ホットライン」を開設して、保険金不正請求に関する情報を収集し、損害保険各社における対策に役立てています。

(5) 保険金詐欺防止ポスターの作成・掲出

保険金詐欺防止ポスターを作成し、保険金詐欺が重罪であることを周知するとともに、保険金詐欺をたくらむ人物への牽制を図っています。

(6) 保険金不正請求防止啓発動画の作成・公開

保険金の不正請求防止に関する理解を深めていただくため、啓発動画を作成し、損保協会ホームページやYouTubeに公開しています。

(7) 保険金不正請求の検知を目的としたシステムの運営

保険金不正請求疑義事案の検知を目的としたシステムを運用し、保険金請求歴や不正請求防止に関する情報を各社間で共有することで、不正請求対策に役立てています。

サステナビリティの考え方

環境問題への取り組み



(1) 気候変動対応の推進

2021年7月に「気候変動対応方針」を策定しています。
また、「気候変動ガイドブック」および「気候変動特設ページ」を損保協会ホームページで公開し、脱炭素社会の実現を図ります。

(2) 環境問題に関する目標の設定

CO₂排出量の削減および廃棄物排出量の削減等について、損害保険業界としての目標を設定し、その実現に向けて取り組んでいます。

(3) 環境取り組みに関する行動計画

「環境取り組みに関する行動計画」を策定し、環境問題に取り組んでいます。

【具体的行動計画】

1. 損害保険業を通じた取り組み
2. 社外への情報発信
3. 地球温暖化対策
4. 循環型経済社会の構築
5. 社内教育・啓発
6. 環境マネジメントシステムの構築と環境監査
7. 他の企業や組織等との協働
8. 環境関連法規等の遵守

(4) 自動車リサイクル部品活用の推進

廃棄物の削減やCO₂の排出量を抑制するため、自動車の修理時にリサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。



(5) エコ安全ドライブの推進

「エコ安全ドライブ」の取り組みを推進するため、チラシを作成し、普及に取り組んでいます。